

解禁 ①ラジオ・テレビ・インターネット：12月1日(木)13:00(知事会見開始後)
②新聞：12月2日(金)朝刊 **【取扱注意】今後変動可能性あり**

作成年月日	令和4年12月1日
作成部局名	財務部 財政課

令和4年度12月補正予算(緊急経済対策)(案)

令和4年12月1日
兵 庫 県

- I 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進 300億円**
第8波とインフルエンザの**同時流行に備えた外来医療提供体制**や**夜間救急、妊婦**への対応を強化
- II 県民生活の安定化に向けた支援 92億円**
光熱費等の高騰の影響を受ける**医療機関等及び出産・子育て世帯を支援**するとともに、**こどもの送迎時における安全対策**等を実施
- III 円安・原油価格高騰等の影響を踏まえた事業者の経済活動への支援 122億円**
中小規模の事業者等に対する**事業継続への支援強化**や**持続的な観光需要の創出**を図るとともに、農林水産業の**省エネ化・新事業展開**や**競争力強化**に向けた支援を実施
- IV 県民の安全・安心の基盤づくり 454億円**
「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」を踏まえた**社会基盤等の充実・強化**を実施
- V 高病原性鳥インフルエンザ対策 1億円**
まん延防止や発生予防対策、影響を受けた養鶏農家等への経営支援対策を実施
- VI 県人事委員会勧告を踏まえた給与改定 37億円**

補正予算規模 1,006億円

一般会計	965億円(国庫 706億円、特定 10億円、起債 213億円、一般 36億円)
特別会計	100万円(全額特定)※農林水産資金特別会計
公営企業会計	41億円(国庫 21億円、特定 7億円、起債 13億円)

施策体系別事業一覧（1 / 2）

（単位：百万円）

事業名	金額	国 庫			特定	起債	一般
		地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金	その他 補助金			
I 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進	30,029	2,750	26,900	261	0	0	118
1 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行への備え	1,716	1,594	120	2	0	0	0
① (新)発熱外来の拡充支援	888	768	120	0	0	0	0
② (新)抗原検査キットの確保	451	451	0	0	0	0	0
③ (新)夜間救急外来の強化	276	276	0	0	0	0	0
④ (新)妊婦対応入院医療体制の強化	90	90	0	0	0	0	0
⑤ ワクチン副反応の専門的相談への対応強化	2	0	0	2	0	0	0
⑥ ワクチン接種促進に向けた啓発強化	9	9	0	0	0	0	0
2 相談体制等の強化	28	0	28	0	0	0	0
① (新)新型コロナ各種相談窓口の多言語対応	28	0	28	0	0	0	0
3 年末年始の医療体制の確保	155	155	0	0	0	0	0
① 発熱外来等の年末年始運営支援	62	62	0	0	0	0	0
② 入院受入医療機関への年末年始運営支援	93	93	0	0	0	0	0
4 医療提供体制の充実	28,130	1,001	26,752	259	0	0	118
① 入院医療体制の強化	20,005	838	19,167	0	0	0	0
② 無症状患者及び軽症患者の入院以外への対応	6,190	163	6,027	0	0	0	0
③ 相談体制の強化	964	0	964	0	0	0	0
④ 保健所等の体制強化	344	0	247	48	0	0	49
⑤ 入院医療費等公費負担	280	0	0	211	0	0	69
⑥ 地域医療体制の維持	284	0	284	0	0	0	0
⑦ ワクチン接種体制等の整備	63	0	63	0	0	0	0
II 県民生活の安定化に向けた支援	9,260	3,836	0	4,476	0	0	948
1 物価高騰影響の緩和	3,816	3,816	0	0	0	0	0
① (新)医療機関等における物価高騰対策	2,394	2,394	0	0	0	0	0
② (新)私立学校における光熱費等高騰対策	222	222	0	0	0	0	0
③ がんばろう商店街お買い物キャンペーンの実施	1,200	1,200	0	0	0	0	0
2 県民生活の安定化	5,444	20	0	4,476	0	0	948
① (新)生活困窮者等に対するフードサポート体制の充実強化	11	11	0	0	0	0	0
② 生活困窮者の自立相談支援体制の強化	2	0	0	2	0	0	0

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上と合計が一致しない場合がある(次項以降も同様)

施策体系別事業一覧（2 / 2）

（単位：百万円）

事業名	金額	国庫			特定	起債	一般
		地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金	その他 補助金			
③ (新)出産・子育て世帯の支援	4,843	0	0	3,951	0	0	892
④ (新)こどもの安心・安全対策の推進	575	0	0	519	0	0	56
⑤ 放課後児童クラブ等における多言語対応への支援	9	9	0	0	0	0	0
⑥ 若者向け消費者トラブル防止の啓発強化	2	0	0	2	0	0	0
⑦ 消費者行政推進・強化事業補助金事業の実施	2	0	0	2	0	0	0
Ⅲ 円安・原油価格高騰等の影響を踏まえた事業者の経済活動への支援	12,236	2,189	0	10,021	0	26	0
1 企業等の事業継続支援・観光需要の創出	9,229	1,129	0	8,100	0	0	0
① 中小企業における経営改善・成長力強化への支援	800	800	0	0	0	0	0
② 中小企業等における新事業展開への支援	220	220	0	0	0	0	0
③ (新)地場産業等におけるLPガス価格高騰対策	52	52	0	0	0	0	0
④ ポストコロナを踏まえた中小企業への資金繰り支援	既定融資枠対応						
⑤ ひょうごを旅しようキャンペーン・ワイドの延長	8,100	0	0	8,100	0	0	0
⑥ (新)インバウンドの本格的回復に向けた旅行商品の開発	50	50	0	0	0	0	0
⑦ (新)兵庫ゆかりの地を巡る「観光×特産品」誘客キャンペーンの実施	7	7	0	0	0	0	0
2 農林水産業の省エネ化・新事業展開と競争力強化に向けた支援	3,007	1,060	0	1,921	0	26	0
① (新)耕畜連携に資する設備・機械等の導入支援	208	50	0	158	0	0	0
② 省エネ型農業への転換支援	328	328	0	0	0	0	0
③ 農業生産コストの低減支援	600	600	0	0	0	0	0
④ 農林水産業の競争力強化	1,789	0	0	1,763	0	26	0
⑤ (新)農業水利施設における電気料金高騰対策	82	82	0	0	0	0	0
Ⅳ 県民の安全・安心の基盤づくり	45,357	0	0	21,723	1,077	22,557	0
① 防災・減災、国土強靱化の推進	41,835	0	0	19,560	998	21,277	0
② 下水道施設の防災機能の強化 ※公営企業会計	3,522	0	0	2,163	79	1,280	0
Ⅴ 高病原性鳥インフルエンザ対策	93	0	0	42	1	0	50
Ⅵ 県人事委員会勧告を踏まえた給与改定	3,678	0	0	553	590	0	2,535
合計	100,653	8,775	26,900	37,076	1,668	22,583	3,651
うち、一般会計	96,540	8,775	26,900	34,913	998	21,303	3,651
うち、農林水産資金特別会計	1	0	0	0	1	0	0
うち、公営企業会計	4,112	0	0	2,163	669	1,280	0

【新】■ 発熱外来の拡充支援：7.7億円

- 流行期※の発熱患者の受入体制を強化するため、診療時間の延長(2時間以上)や休日診療などの診療機能を拡大する発熱外来や臨時外来等を支援 **(協力金 4万円/日)**

※流行期：県が感染状況により指定する期間(以下、同じ)

■ 年末年始の医療体制の確保：1.6億円

- 年末年始に診療を行う発熱等診療検査医療機関及び薬局に対して、かかり増しとなる運営経費を支援(補助単価 1万5千円/日)
- 年末年始に入院患者を受け入れた医療機関に対し、運営経費の支援を加算(入院患者1人あたり1万2千円/人・日(通常分とあわせて2万4千円/人・日))

【新】■ 抗原検査キットの確保：4.5億円

- 新型コロナとインフルエンザの**同時検査キット**を県が確保し、流通ひっ迫時に医療機関に配布
- **新型コロナ抗原検査キットを事前備蓄(8万キット→32万キット(約4倍))**

【新】■ 夜間救急外来の強化：2.8億円

- 流行期にコロナ患者や疑い救急患者に対し、夜間に検査・診断処置を実施する救急医療機関を支援 **(協力金1万2千円/人・日)**

【新】■ 妊婦対応入院医療体制の強化：9,000万円

- 流行期に**コロナに感染した妊婦の分娩に対応する**入院医療機関を支援 **(協力金30万円/人)**

■ 入院医療体制等の確保：281億円

- 病床確保(1,712床)や宿泊療養施設(1,812室)の運営予算を増額：233億円
- 自宅療養者・低リスク者へのフォローアップ体制を確保：9.2億円

■ 保健所等の体制確保：3.4億円

- 相談センター補助員、疫学調査・感染事務補助員の配置
- 民間人材や保健師バンク等を活用した応援チームの派遣
- 夜間保健所支援センターの設置期間の延長

■ ワクチン接種体制等の整備：7,400万円

- 県独自の大規模接種会場の設置期間を延長（西宮、姫路）
（参考：11月中旬から12月下旬をワクチン接種強化期間と位置づけ、県接種会場の
利便性向上や、小児接種の促進及び接種促進に向けた啓発強化に取り組む）

【新】■ 各種相談窓口の多言語対応：2,800万円

- 水際対策の大幅緩和による新型コロナの外国人患者の増加に備え、健康相談コールセンター等の**各種相談窓口での三者間通話による遠隔医療通訳を導入**(令和4年11月1日～開始)
・ 対応言語 英語、中国語、ベトナム語等30言語

【新】■ 医療機関等における物価高騰対策：24億円

- **医療機関等における物価高騰等の影響を緩和**し、継続的・安定的に医療を提供できるよう、一時支援金を支給
 - ・ **対象施設** 病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局、施術所 等
〔約20,000ヶ所〕
 - ・ **支援単価** 有床施設 2万円/床、無床施設 5万円/施設

【新】■ 私立学校における光熱費等高騰対策：2.2億円

- 光熱費・食費等の高騰による**保護者負担の増加を抑制**するため、一時支援金を支給
 - ・ **対象施設** 私立小・中・高等学校、私立専修・各種学校〔約200ヶ所〕
 - ・ **支援単価** 学校種別・定員等に応じて段階的に設定
※定員500人の私立高等学校 181万円、定員120人の専修学校 45万円 等

■ がんばろう商店街お買い物キャンペーン：12億円

- 消費の落ち込みを回復するため、**商店街等が取り組む期間限定のプレミアム付商品券(地域デジタル通貨・電子マネー含む)の発行等を支援**
 - ・ **対象者** 商店街、小売市場等
 - ・ **対象経費** 商品券プレミアム分、イベント実施費、商品券・参加店マップの作成費、電子決済用表示資材 等
 - ・ **負担割合** 県2/3、市町1/3[市町義務随伴]

生活困窮者への支援

【新】 ■ 生活困窮者等に対するフードサポート体制の充実強化：1,100万円

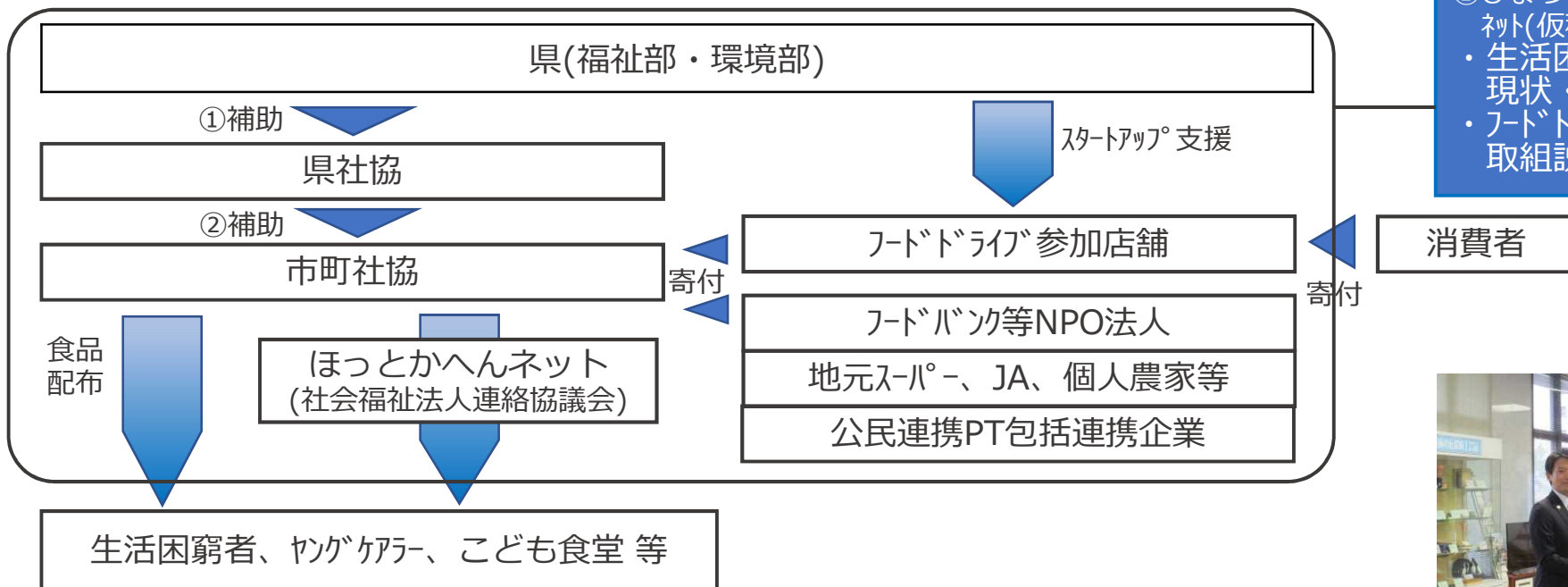
- 生活困窮者やヤングケアラー等に対して、**行政・福祉関係機関・民間企業・地域団体が連携して食品配布などのサポートを行うための体制構築**を支援

① 連携体制推進会議の設置(ひょうごフードサポートネット(仮称))

関係機関の連携により中長期的にも持続可能な支援体制の構築
(連絡会議の開催、食品募集等広報、食品提供事業者の開拓等)

② 市区町社協の体制整備(市区町社協への補助(20万円/社協))

食品確保ルートの拡充、食品管理体制の充実、冷蔵庫等備品購入費等



①ひょうごフードサポートネット(仮称)
・生活困窮者支援の現状・課題
・フードドライブ推進の取組説明等



〔 認定NPO法人フードバンク関西への食品寄付 〕

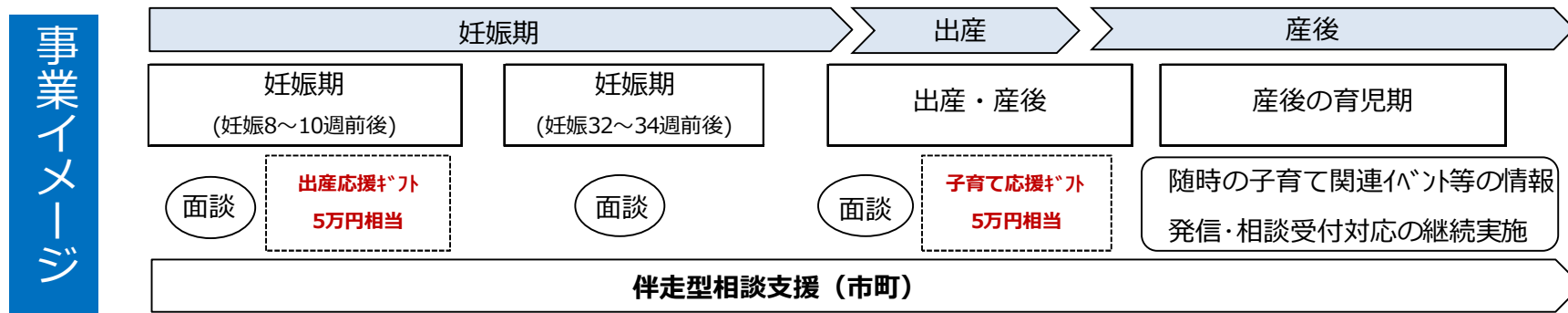
■ 生活困窮者の自立相談支援体制の強化：200万円

- 生活困窮者への支援二一ズの増加を踏まえ、**相談体制を強化**
- ・ **実施内容** 相談員数 5人→7人 (+2人)

【新】■ 出産・子育て世帯の支援：48.5億円

- 妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施
- ・ 実施主体 市町

区分	支援内容	予算額
伴走型相談支援の実施	<p>妊娠届出時から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、相談・面談対応や情報発信等を通じて必要な支援につなぐ伴走型支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象経費 相談支援の実施に必要な人件費、活動費等 ○ 負担割合 国2/3、県1/6、市町1/6 	2.9億円
出産・子育て応援ギフトの支給	<p>妊娠届出時及び出生届出後に合計10万円相当を支給する経済的支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支給内容 妊娠届出時、妊婦1人あたり5万円相当 出生届出後、こども1人あたり5万円相当 ※支給方法(現金、クーポン等)は各自治体が判断 ○ 支給対象 令和4年4月以降の出生(事業開始前に出生等の場合は面談の実施等を条件として支給) ○ 負担割合 国2/3、県1/6、市町1/6 	41.7億円
システム構築等導入支援	ギフト支給(クーポン発行等)に要するシステム開発経費等を支援(国10/10)	3.9億円



【新】■ こどもの安心・安全対策の推進：5.7億円

- こどもの安心・安全対策を推進し、送迎用バスにおける事故が繰り返されないよう、安全装置の改修等を支援

区 分	支 援 内 容	予 算 額						
送迎用バスの 安全対策	<p>○安全装置の装備・改修支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>補助単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園、特別支援学校、障害児通所支援等</td> <td>180千円/台(定額)</td> </tr> <tr> <td>小学校、中学校、各種学校</td> <td>100千円/台(定額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※補助単価は想定単価（国の発表を踏まえて決定） ※保育所・認定こども園(幼稚園型以外)・放課後児童クラブは市町が実施主体 (こどもの見守り支援も同様)</p>	対象施設	補助単価	幼稚園、特別支援学校、障害児通所支援等	180千円/台(定額)	小学校、中学校、各種学校	100千円/台(定額)	2.0億円
	対象施設	補助単価						
幼稚園、特別支援学校、障害児通所支援等	180千円/台(定額)							
小学校、中学校、各種学校	100千円/台(定額)							
こどもの 見守り支援	<p>○登園管理システムの整備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設 幼稚園、特別支援学校幼稚部、障害児通所支援等 ・補助基準額 70万円/園 ・補助率 4/5（補助上限 56万円/園） 	2.9億円						
	<p>○ICTを活用したこどもの見守り支援（見守りタグ(GPS)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設 幼稚園、特別支援学校幼稚部、障害児通所支援等 ・補助基準額 20万円/園 ・補助率 4/5（補助上限 16万円/園） 		8,500万円					
施設管理者の 育成	<p>○通園バス安全管理研修の開催（安全管理マニュアルの理解促進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設 通園バスの運行を行う施設 	100万円						

■ 中小企業における経営改善・成長力強化への支援：8.0億円

- 原油価格高騰等を踏まえた収益性の向上等に向けた支援を切れ目なく実施するため、**金融機関による無利子・無保証料融資(いわゆる、ゼロゼロ融資)を受けた事業者に向けた伴走支援**を追加措置

- ・ **事業内容** 事業者への伴走支援※を実施する金融機関に対して補助を実施
〔 ※金融機関が事業者を選定し、「経営改善・成長戦略計画書」の作成を支援
事業者と面談、計画の実行状況に関する指導・助言等のフォローアップを実施 等〕
- ・ **支援対象** ゼロゼロ融資を受けた中小企業者・小規模事業者のうち、10,000者
- ・ **補助金額** 新規 10万円/件、継続 7.5万円/件

■ 中小企業等における新事業展開への支援：2.2億円

- 原油価格・物価高騰に対応するため、**省エネやコスト削減に資する設備を導入し、新事業へのチャレンジに取り組む県内中小企業者**への支援を追加措置

- ・ **対象要件** 対象1ヶ月の売上高が、基準1ヶ月と比較して10%以上減少 等
※R4.1月以降とR1~R3年同月で比較
- ・ **補助金額** 35万円、50万円、75万円（事業費に応じて定額）
- ・ **対象施設** 建物改修費、設備費、システム購入費等(**省エネ設備導入費が50%以上**)

【新】 ■ 地場産業等におけるLPガス価格高騰対策：5,200万円

○ 本県地場産業の中でも、製造工程において**国の燃料価格激変緩和対策の対象とならない**

LPガスの使用量が特に多い事業者に対して、LPガス価格高騰に対する支援を実施

・ **対象業種** 粘土かわら製造業、陶磁器・同関連製品製造業〔淡路瓦、丹波立杭焼等〕

・ **支援金** LPガス使用量に応じ5万円～100万円

○ LPガス価格の状況

区 分	R3.4月	R4.4~9月 平均	増加率
家庭用 (小売価格)	327.9円/kg	336.7円/kg 微 増	+2.7%
事業者向け (卸売価格※)	105.0円/kg	146.4円/kg 大幅に増加 ↗	+39.4%

※プロパン 135円 → 175.2円(+29.7%)
 ブタン 75円 → 117.5円(+56.7%) } の平均を記載

〔出典：「流通段階におけるLPガス価格推移」(日本LPガス協会)〕

○ 地場産業におけるエネルギー使用状況

主として使用する燃料	主な地場産業
電 気	播州織、靴下、皮革、線香、靴
重 油	清酒、播州織、釣針
都市ガス	ケルシュース
LPガス	淡路瓦、立杭焼等

国の燃料価格激変緩和対策でカバー
今回対応



■ 中小企業への資金繰り支援の強化：(既定融資枠対応)

- 国の新保証制度の創設等を踏まえ、ゼロゼロ融資の返済本格化に伴う借換需要の増加や過剰債務による事業再生等の資金需要に対応するため、制度融資を拡充(令和5年1月～)

【伴走型経営支援特別貸付〔要件拡充〕】

対応保証	主な対象要件	利率	融資期間 (据置期間)	融資 限度額
新たな借換保証制度	(ア)または(イ)に該当すること (ア)売上高減少率：▲15%以上→▲5%以上 (イ)売上高総利益率(または売上高営業利益率)：▲5%以上 (※今回追加)	0.90%	10年 (5年)	1億円

【企業再生貸付(コナ対応)〔新設〕】

対象資金	主な対象要件	利率	融資期間 (据置期間)	融資 限度額
企業再生貸付〔既存〕	いずれかの計画(債権者間の合意がとれているもの)に従って事業再生を行う中小企業者 ・活性化協議会等の支援による事業再生計画 ・中小企業版事業再生GLなどの各種準則に基づく事業再生計画 ・経営サポート会議による検討に基づく事業再生計画 ・認定経営革新等支援機関の支援による事業再生計画 (※今回追加)	1.40%	15年 (5年)	2億円
企業再生貸付(コナ対応)〔新設〕		0.90%		2.8億円

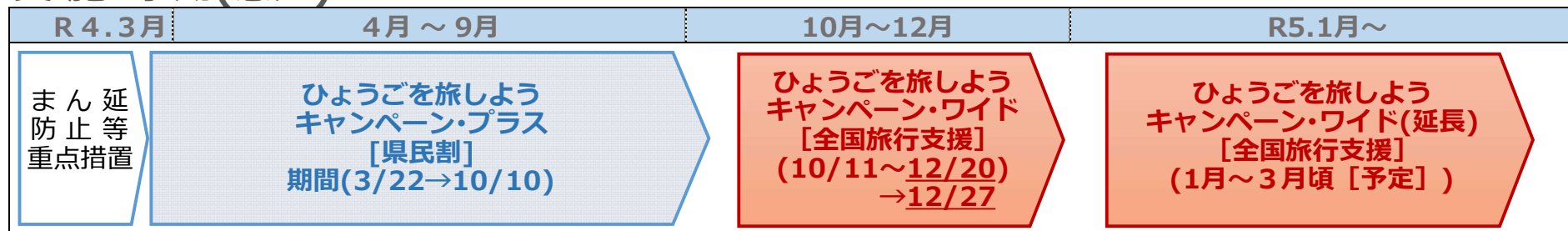
■ひょうごを旅しようキャンペーン・ワイドの延長：81億円

- 令和4年12月20日までとしていた**ひょうごを旅しようキャンペーン・ワイド**を**12月27日まで実施**するとともに、持続的な観光需要を創出するため**令和5年1月以降も延長**

・支援内容 (1月以降)

区分	内容
旅行・宿泊割引	割引率 20% ・交通付旅行商品：上限5,000円(一泊あたり) (鉄道、バス、タクシー・レンタカー、航空、フェリー等) ・上記以外：上限3,000円(日帰り旅行含む)
クーポン券	平日：2,000円、休日：1,000円 ※原則、電子クーポン

・実施時期(想定)



【新】■インバウンドの本格的回復に向けた旅行商品の開発：5,000万円

- **水際対策の緩和(R4.10月)や円安により回復基調のインバウンド需要を確実に取り込むため**、フィールドパビリオンとなりうる地域コンテンツを組み込んだツアー造成など、高付加価値旅行者をターゲットとした取組を実施

- ・**実施内容(案)** 古民家宿泊施設を活用したモデルツアー開発、高付加価値旅行者向けが「バ」等の育成、ヘリ・小型クルーズ船・レンタカーを活用したプラン開発、鉄道(ローカル線等)・バスを活用したモデルツアー開発、海外向けプロモーションの実施 等14

【新】 ■ 耕畜連携の推進に資する設備・機械等の導入支援：2.1億円

- 肥料・飼料価格高騰による経営圧迫に対応するため、**畜産堆肥等を利用した農作物や、自給飼料の増産を進める耕畜連携の取組を支援**

① 国庫補助分(1.6億円)

- ・ 補助対象 畜産クラスター協議会
- ・ 補助内容 堆肥調整施設、鶏糞堆肥処理施設等

② 県単独分(5,000万円)

- ・ 補助対象 耕畜連携の取組を行う畜産農家、耕種農家等
- ・ 補助内容 堆肥保管施設、堆肥散布機等

【耕畜連携のイメージ】



■ 省エネ型農業への転換支援：3.3億円

- 物価・資材高騰に対応するため、**省エネ型農業への転換**支援を追加措置
- ・ 対象者 農業法人、定年帰農者等のうち、省エネ生産に取り組む者
- ・ 対象施設 園芸用ハウス、附帯設備・機械(**省エネ生産に資する機器等の導入必須**)

■ 農業生産コストの低減支援：6.0億円

- 肥料価格高騰に対応するため、**生産コスト低減機器等の導入**支援を追加措置
- ・ 対象者 国の肥料価格高騰対策に取り組む農業者等 等
- ・ 対象経費 側条施肥田植機(肥料利用率向上)、収量センサー付きコンバイン 等

■ 農林水産業の競争力強化：20.0億円

- 国庫補助を活用し、農林業の生産基盤や輸出を含む競争力の強化に資する事業を展開

対象業種	支援内容・対象経費等	予算額
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要農作物の競争力強化(育苗施設、水稻種子消毒施設等の整備支援) ・ 野菜産地における総合整備対策(集出荷貯蔵施設等の整備支援) ・ 施設園芸の産地競争力強化(環境制御温室等の整備支援) ・ 麦・大豆生産体制の強化(主食用米からの転換支援) 	10.9億円 〔補助率1/2〕
畜産業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【新】 耕畜連携の推進に資する設備・機械等の導入支援〔再掲〕 ・ 但馬牛生産基盤の強化(牛舎等の整備支援) ・ 畜産物輸出コンソーシアム(生産から輸出まで一貫した取組を行う団体)の確立・運営支援 	6.6億円 〔補助率1/2等〕
林業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林林業における間伐・路網整備・高性能林業機械等の整備支援 	2.5億円 〔補助率1/2〕

【新】 ■ 農業水利施設における電気料金高騰対策：8,200万円

- **農業水利施設を管理する土地改良区等**に対し、一時支援金を支給

○ 燃油価格高騰等に対し、国の施策を含め業種ごとに幅広く支援を展開

県支援

国支援

業 種	原油・肥料・飼料価格高騰対策	その他緊急支援
農 業	<p>県：(新)農業水利施設における電気料金高騰対策 省エネ型農業への転換支援 生産コスト低減機器等の導入支援 施設園芸燃料(LPガス)の価格高騰に対する一時支援金</p> <p>国：肥料価格高騰対策(肥料価格上昇分の一部を支援)</p>	<p>県：県産農産物の購入支援 省エネ機器等の導入支援</p> <p>国：主要農作物の競争力強化 野菜産地総合整備対策 施設園芸産地間競争力強化 麦・大豆生産体制強化</p>
畜 産 業	<p>県：粗飼料の価格高騰に対する一時支援金 配合飼料の価格高騰に対する一時支援金</p> <p>国：配合飼料価格安定制度 (価格高騰に対する補填)</p>	<p>県：(新)耕畜連携推進に資する取組支援 自給飼料増産機器等の導入支援</p> <p>国：(新)耕畜連携推進に資する取組支援[県独自] 但馬牛生産基盤強化(牛舎等整備支援) 畜産物輸出コンソーシアムの推進</p>
林 業	<p>県：県産木材価格高騰対策事業 (住宅用木材価格高騰に対する支援)</p>	<p>国：森林林業緊急整備事業(間伐・路網整備等支援) 国産材転換支援緊急対策事業(外材からの転換支援)</p>
漁 業	<p>国：漁業経営セーフティネット (燃油価格高騰に対する補填)</p>	<p>県：石油系資材の価格高騰に対する一時支援金</p> <p>国：水産業競争力強化緊急事業(機器導入支援)</p>

※赤字は12月補正事業

■ 防災・減災、国土強靱化の推進：454億円

国の経済対策補正を踏まえた社会基盤整備の充実・強化を図り、事業効果の早期発現を促進

工 種	主な箇所及び事業内容	工 種	主な箇所及び事業内容
道 路	国道178号 浜坂道路Ⅱ期 (新温泉町) [IC改良工等]	区画整理	塩屋野中線(赤穂市) [道路整備]
	加古川小野線 東播磨道(北工区) (加古川市・三木市・小野市)[橋梁上部工] 竜泉那波線(相生市) [道路改良工]	農業農村	上八木地区(南あわじ市) [ため池改修]
河 川	武庫川(西宮市・尼崎市) [河川断面拡大]	造 林	宍粟市他 [間伐等]
	八家川(姫路市) [調節池整備]	林 道	福定地区(養父市)他 [林道改良]
砂 防	和田地区(香美町) [急傾斜地崩壊対策工] 足尾谷川(神河町) [砂防堰堤整備]	治 山	村岡区福岡(香美町) [斜面对策工]
海岸・港湾	西淡海岸(南あわじ市) [離岸堤嵩上げ]	漁 港	沼島漁港他(南あわじ市) [水門整備等]
公 園	三木総合防災公園(三木市) 淡路佐野運動公園(淡路市) [公園施設改修]	流域下水・ 下水汚泥	加古川下流浄化センター(加古川市) 兵庫東流域下水汚泥広域処理場(尼崎市) [設備改築工事等] ※公営企業会計(流域下水道事業会計)

■まん延防止・発生予防対策：8,700万円

- ・発生養鶏場の全家畜の殺処分(約44,000羽)と消毒の実施：5,300万円
(参考：殺処分した場合における評価額の全額を支援【国直接執行】)
- ・消毒ポイント(4カ所)を設置し、移動制限区域等を通行する車両の消毒を実施：2,300万円
- ・県内全養鶏場への消毒資材の配布(約400カ所)、死亡野鳥の検査等：1,100万円

■影響を受ける養鶏農家等への経営支援対策：300万円

- ・出荷制限に伴う鶏卵の売上減少や肉用鶏の価値減少への支援：100万円
- ・経営安定を支援する新たな融資制度を創設し、利子補給を実施(※)：200万円
※国制度の上乗せ(当初3年間無利子化等)、県制度において更に国制度を補完する資金を創設
- ・関連中小企業の資金繰り支援として県制度融資の要件緩和：(既定融資枠対応)

■風評被害対策：300万円

- ・飼養農家等からの防疫対策・経営相談等への総合相談窓口を設置(※)
※設置場所：西播磨県民局総務企画室(R4.11.13～ 9時～17時(祝祭日は除く))
- ・県産鶏肉・鶏卵の安全性のPR(ポスター、チラシ、SNS等)：300万円

(参考資料) 兵庫県 令和4年度12月補正予算(緊急経済対策) 施策体系別事業一覧

(単位: 千円)

事業名	事業内容	金額
I 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進		30,029,000
(1) 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行への備え		1,716,000
新① 発熱外来の拡充支援	流行期の発熱患者の受入体制を強化するため、診療時間の延長(2時間以上)や休日診療などの診療機能を拡大する発熱外来や臨時外来等を支援 ○診療時間延長協力金 40千円/日(768,000千円) ○感染防止設備支援〔既存制度〕(120,000千円)	888,000
新② 抗原検査キットの確保	新型コロナとインフルエンザの同時検査キットを県が確保し、流通ひっ迫時医療機関に配布するとともに、新型コロナ検査キットを事前備蓄(8万キット→32万キット(約4倍))	451,000
新③ 夜間救急外来の強化	流行期にコロナ患者や疑い救急患者に対し、夜間に検査・診断処置を実施する救急医療機関を支援 ○協力金 12千円/人・日	276,000
新④ 妊婦対応入院医療体制の強化	流行期にコロナに感染した妊婦の分娩に対応する入院医療機関を支援 ○協力金 300千円/人	90,000
⑤ ワクチン副反応の専門的相談への対応強化	かかりつけ医等から小児接種後の副反応に関する相談に対応できる専門的な医療機関として、県立こども病院を追加	2,000
⑥ ワクチン接種促進に向けた啓発強化	11月中旬から12月末までをワクチン接種強化期間と位置づけ、若者をターゲットにしたワクチン接種の啓発を実施 ○実施内容 主要駅・民間施設等におけるデジタルサイネージ等での動画放映 Kiss-FMと連携した啓発	9,000
(2) 相談体制等の強化		28,000
新① 新型コロナ各種相談窓口の多言語対応	水際対策の大幅緩和による新型コロナの外国人患者の増加に備え、各種相談窓口での三者間通話による遠隔医療通訳を導入 ○通訳方法 外国人患者が専門電話番号を利用し、通訳コーディネーターが適切な相談窓口※に案内 ※健康相談コールセンター: 体調不良時・受診等の相談 保健所支援センター: 入院・療養調整、疫学調査 等 ○対応言語 英語、中国語、ベトナム語等30言語 ○開始時期 令和4年11月1日	28,000
(3) 年末年始の医療体制の確保		155,000
① 発熱外来等の年末年始運営支援	年末年始に発熱患者の診療を行う発熱等診療検査医療機関及び薬局に対して、かかり増しとなる運営経費を支援 ○対象期間 R4.12.29~R5.1.3 ○補助単価 15千円/日	62,000
② 入院受入医療機関への年末年始運営支援	年末年始に入院患者を受け入れた医療機関に対し、運営経費の支援を加算 ○補助単価 入院患者1人あたり12千円/人・日 (通常分とあわせて24千円/人・日)	93,000

(参考資料) 兵庫県 令和4年度12月補正予算(緊急経済対策) 施策体系別事業一覧

(単位: 千円)

事業名	事業内容	金額
(4) 医療提供体制の充実		28,130,000
① 入院医療体制の強化		20,005,000
(a) 重点医療機関等の入院病床の確保	医療提供体制確保計画に基づく今後の病床確保(1,712床)のため、空床確保予算を増額 ○重点医療機関 ICU病床:301千円/床、HCU病床:211千円/床 等	19,241,000
(b) 入院医療機関への支援	入院患者受入医療機関に対する運営支援経費の増 ○補助単価 入院患者1人あたり12千円/日	757,000
(c) CCC-hyogoの体制強化	患者の入院調整等を行うCCC-hyogoについて、設置期間を延長	7,000
② 無症状患者及び軽症患者の入院以外への対応		6,190,000
(a) 宿泊療養施設の確保	軽症・無症状者が入所する宿泊療養施設(1,812室)の設置期間を延長	2,243,000
(b) 宿泊療養施設の健康管理体制の整備	宿泊療養施設において、医師・看護師等による健康管理情報の整理や症状悪化時の入院調整等、24時間の健康管理体制に要する経費の増	1,001,000
(c) 陽性者登録支援センターの設置	発生届対象外となる患者をフォローアップする陽性者登録支援センターについて、設置期間を延長	150,000
(d) 抗原検査キットの配布、自主療養制度の実施	低リスク者への検査キットの配布により、医療機関を受診することなく自ら療養を行う自主療養制度を実施	132,000
(e) 自宅療養者等相談支援センターの設置	自宅療養者・濃厚接触者からの健康相談等への対応を実施する24時間対応のセンターについて、設置期間を延長	638,000
(f) 自宅待機等を行う患者に対する公費負担	自宅療養者及び入院調整中の自宅待機者が往診等受診した場合における医療費の自己負担分に対する公費負担の増	1,619,000
(g) 入院対応医療機関等への搬送	民間救急事業者を活用し、症状悪化した患者を医療機関に搬送する経費の増	329,000
(h) 新型コロナウイルス感染症回復者転院支援窓口の設置	回復者の入院対応医療機関から一般医療機関への転院受入を支援する窓口について、設置期間を延長 (県病院協会・民間病院協会内)	1,000
(i) 回復者の退院受入に関する相談支援窓口の設置	入院対応医療機関で回復した高齢者を介護老人保健施設において受け入れる場合、退院と施設での受入を円滑に行うための支援窓口について、設置期間を延長	1,000
(j) 転院医療機関への支援	入院対応医療機関から一般医療機関への転院受入支援経費の増 ○補助単価 転院患者の受入れ1人あたり100千円	31,000
(k) 自宅等療養者・待機者に対する往診への支援	自宅療養者等が緊急的に医療対応が必要となった場合に、保健所が必要と認める往診を実施した医療機関等に対する支援経費の増 ○補助単価 医療機関@50千円/日、薬局@10千円/日、訪看@30千円/日	45,000
③ 相談体制の強化	県民への相談に対応する各コールセンターについて、設置期間を延長 (新型コロナ健康相談、後遺症専用相談 等)	964,000

(参考資料) 兵庫県 令和4年度12月補正予算(緊急経済対策) 施策体系別事業一覧

(単位: 千円)

事業名	事業内容	金額
④ 保健所等の体制強化		344,000
(a) 保健所の体制確保	感染拡大に対する初動体制を強化し、機動的に増員できるよう応援体制を継続 ○応援体制 ・相談センター補助員の配置 ・疫学調査・感染事務補助員の配置 ・民間人材や保健師バンク等を活用した応援チームの派遣 ・保健所業務支援室の増員	291,000
(b) 夜間保健所支援センターの設置	夜間に保健所が行う入院調整業務を集約したセンターの設置期間を延長	53,000
⑤ 入院医療費等公費負担	新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費に係る自己負担分に対する公費負担の増	280,000
⑥ 地域医療体制の維持	救急・周産期・小児医療機関における院内感染防止対策経費の増	284,000
⑦ ワクチン接種体制等の整備	県独自の大規模接種会場を設置期間を延長し、県内のワクチン接種を促進(西宮、姫路)	63,000
II 県民生活の安定化に向けた支援		9,260,000
(1) 物価高騰影響の緩和		3,816,000
新① 医療機関等における物価高騰対策	医療機関等における物価高騰等の影響を緩和し、継続的・安定的に医療を提供できるよう、一時支援金を支給 ○対象施設 病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局、施術所 等 [約20,000ヶ所] ○支援単価 有床施設 20千円/床、無床施設 50千円/施設	2,394,000
新② 私立学校における光熱費等高騰対策	光熱費・食費等の高騰による保護者負担の増加を抑制するため、一時支援金を支給 ○対象施設 私立小・中・高等学校、私立専修・各種学校 [約200ヶ所] ○支給単価 18千円~5,022千円 ※学校種別・定員規模に応じて段階的に設定 例) 定員500人の私立高等学校 181万円 等	222,000
③ がんばろう商店街お買い物キャンペーン	消費の落ち込みを回復するため、商店街等が取り組む期間限定のプレミアム付商品券(地域デジタル通貨・電子マネー含む)の発行等を支援 ○対象者 商店街、小売市場等 ○対象経費 商品券プレミアム分、イベント実施費、商品券・参加店マップの作成費、電子決済用表示資材 等 ○負担割合 県2/3、市町1/3[市町義務随伴] ○実施件数 300商店街	1,200,000
(2) 県民生活の安定化		5,444,000
新① 生活困窮者等に対するフードサポート体制の充実強化	物価高騰等の影響を受ける生活困窮者やヤングケアラー等に対して、行政・福祉関係機関・民間企業・地域団体が連携して食品配布などのサポートを行うための体制構築を支援 ○事業内容 ①連携体制推進会議の設置(ひょうごフードサポートネット(仮称)) [1,000千円] 関係機関の連携により中長期的にも持続可能な支援体制の構築(連絡会議の開催、食品募集等広報、食品提供事業者の開拓 等) ②市区町村協会の体制整備(市区町村協会への補助) [10,000千円] 食品確保ルートの拡充、食品管理体制の充実、冷蔵庫等備品購入費 等 ・補助額 200千円 ※50市区町村協会	11,000

(参考資料) 兵庫県 令和4年度12月補正予算(緊急経済対策) 施策体系別事業一覧

(単位: 千円)

事業名	事業内容	金額						
② 生活困窮者の自立相談支援体制の強化	生活困窮者やヤングケアラー等への支援ニーズの増加を踏まえ、相談体制を強化 ○相談員数 5人→7人 ※一部国庫	2,000						
新③ 出産・子育て世帯の支援	妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施 ○実施主体 市町	4,843,000						
(a) 伴走型相談支援の実施	妊娠届出時から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、相談・面談対応や情報発信等を通じて必要な支援につなぐ伴走型支援を実施 ○対象経費 支援を実施する職員の人件費、活動費 等 ○負担割合 国2/3、県1/6、市町1/6	290,000						
(b) 出産・子育て応援ギフトの支給	妊娠届出時及び出生届出後に合計10万円相当を支給する経済的支援を実施 ○支給内容 出産応援ギフト(妊娠届出時、妊婦1人あたり50千円相当) 子育て応援ギフト(出生届出後、子ども1人あたり50千円相当) ※支給方法(現金、クーポン等)は各自治体が判断 ○支給対象 令和4年4月以降の出生 (事業開始前出生等は面談の実施等を条件として支給) ○負担割合 国2/3、県1/6、市町1/6	4,166,000						
(c) システム構築等導入への支援	ギフト支給(クーポン発行等)に要するシステム開発経費等を支援 ○負担割合 国10/10	387,000						
新④ こどもの安心・安全対策の推進	こどもの安心・安全対策を推進し、送迎用バスにおける事故が繰り返されないよう、安全装置改修等の経費を支援	575,000						
(a) 送迎用バスへの安全装置改修支援	○補助内容 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>補助単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園、特別支援学校、障害児通所支援 等</td> <td>180千円/台(定額)</td> </tr> <tr> <td>小学校、中学校、各種学校</td> <td>100千円/台(定額)</td> </tr> </tbody> </table> ※補助単価は想定単価(国の発表を踏まえて決定) ※保育所・認定子ども園(幼稚園型以外)・放課後児童クラブは市町が実施主体 (b)登園管理システム整備、(c)ICTによる見守り支援も同様)	対象施設	補助単価	幼稚園、特別支援学校、障害児通所支援 等	180千円/台(定額)	小学校、中学校、各種学校	100千円/台(定額)	198,000
対象施設	補助単価							
幼稚園、特別支援学校、障害児通所支援 等	180千円/台(定額)							
小学校、中学校、各種学校	100千円/台(定額)							
(b) 登園管理システムの整備支援	○対象施設 幼稚園、特別支援学校幼稚部、障害児通所支援 等 ○補助基準額 700千円/園 ○補助率 4/5(補助上限560千円/園)	291,000						
(c) ICTを活用したこどもの見守り支援(見守りタグ(GPS))	○対象施設 幼稚園、特別支援学校幼稚部、障害児通所支援 等 ○補助基準額 200千円/園 ○補助率 4/5(補助上限160千円/園)	85,000						
(d) 通園バス安全管理研修	○対象施設 通園バスの運行を行う施設	1,000						
⑤ 放課後児童クラブ等における多言語対応への支援	外国人の子育て家庭に対する相談支援を円滑に行うため、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を支援 ○実施主体 市町 ○対象施設等 放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業 ○補助基準額 150千円 ○負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3	9,000						
⑥ 若者向け消費者トラブル防止の啓発強化	4月から新生活を始める高校生や大学生等を対象に、靈感商法等の悪質商法に対応可能な正しい知識を身につけるための啓発・注意喚起を強化 ○事業内容 SNS(TikTok、Instagram、LINE)での啓発(広告を配信) ※今年度制作した消費者トラブル回避シミュレーションゲームを活用 ○実施手法 ゲーム制作事業者へ委託	2,000						

(参考資料) 兵庫県 令和4年度12月補正予算(緊急経済対策) 施策体系別事業一覧

(単位: 千円)

事業名	事業内容	金額																
⑦ 消費者行政推進・強化事業補助金事業の実施	霊感商法等の悪質商法に対応するため、消費者向けの啓発を強化 ○実施市町 神戸市(実施希望市町) ○補助率 10/10[全額国庫]	2,000																
Ⅲ 円安・原油価格高騰等の影響を踏まえた事業者の経済活動への支援		12,236,000																
(1) 企業等の事業継続支援・観光需要の創出		9,229,000																
① 中小企業における経営改善・成長力強化への支援	原油価格高騰等を踏まえた収益性の向上等に向けた支援を切れ目なく実施するため、金融機関による無利子・無保証料融資(いわゆる、ゼロゼロ融資)を受けた事業者に向けた伴走支援を追加措置 ○事業内容 事業者への伴走支援を実施する金融機関に対して補助を実施 ○支援対象 ゼロゼロ融資を受けた中小企業者・小規模事業者 10,000者 ○補助金額 新規 100千円/件、継続 75千円/件 (参考: 伴走支援の実施内容) ・金融機関が事業者を選定し、「経営改善・成長戦略計画書」の作成を支援 ・事業者と面談、計画の実行状況に関する指導・助言等のフォローアップを実施	800,000																
② 中小企業等における新事業展開への支援	原油価格・物価高騰に対応するため、省エネやコスト削減に資する設備を導入し、新事業へのチャレンジに取り組む県内中小企業者への支援を追加措置 ○対象者 対象月の売上高が、基準月と比較して10%以上減少等 ※R4.1月以降とR3年以前で比較 ○対象経費 建物改修費、設備費、システム構築費、広告宣伝費、省エネ設備等導入費(全体経費の50%以上を占めること) ○補助金額 35万円、50万円、75万円(事業費に応じて定額)	220,000																
新③ 地場産業等におけるLPガス価格高騰対策	コロナ禍で疲弊している本県地場産業の中でも、製造工程において国の燃料価格激変緩和対策の対象とならないLPガスの使用量が特に多い事業者に対して、LPガス価格高騰に対する支援を実施 ○対象業種 粘土かわら製造業、陶磁器・同関連製品製造業 [淡路瓦、丹波立杭焼等] ○支援金 LPガス使用量に応じて50千円~1,000千円 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>LPガス使用量(月平均)</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500kg以上~1,000kg未満</td> <td>50千円</td> </tr> <tr> <td>1,000kg以上~2,000kg未満</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td>2,000kg以上~4,000kg未満</td> <td>250千円</td> </tr> <tr> <td>4,000kg以上~8,000kg未満</td> <td>500千円</td> </tr> <tr> <td>8,000kg以上</td> <td>1,000千円</td> </tr> </tbody> </table>	LPガス使用量(月平均)	支給額	500kg以上~1,000kg未満	50千円	1,000kg以上~2,000kg未満	100千円	2,000kg以上~4,000kg未満	250千円	4,000kg以上~8,000kg未満	500千円	8,000kg以上	1,000千円	52,000				
LPガス使用量(月平均)	支給額																	
500kg以上~1,000kg未満	50千円																	
1,000kg以上~2,000kg未満	100千円																	
2,000kg以上~4,000kg未満	250千円																	
4,000kg以上~8,000kg未満	500千円																	
8,000kg以上	1,000千円																	
④ ポストコロナを踏まえた中小企業への資金繰り支援	国の新保証制度の創設等を踏まえ、ゼロゼロ融資の返済本格化に伴う借換需要の増加や過剰債務による事業再生等の資金需要に対応するため、制度融資を拡充 ①伴走型経営支援特別貸付【要件拡充】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>対応保証</td> <td>新たな借換保証制度</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>借換・運転・設備</td> </tr> <tr> <td>融資(据置)期間</td> <td>10年(5年)以内</td> </tr> <tr> <td>金利</td> <td>0.90%</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td> ・セーフティネット保証利用: 0.20% (国補助前0.80%) ・一般保証利用: 0.20~1.15% (国補助前0.45~1.90%) ※国が約3/4相当分の保証料補助を実施 </td> </tr> <tr> <td>対象要件</td> <td> (ア)または(イ)に該当すること (ア)売上高減少率: ▲5%以上 (現行: ▲15%以上) (イ)売上高総利益率(または売上高営業利益率): ▲5%以上 (※今回追加) </td> </tr> <tr> <td>制度開始時期</td> <td>R5.1.4(予定)</td> </tr> </tbody> </table>	対応保証	新たな借換保証制度	融資限度額	1億円	資金使途	借換・運転・設備	融資(据置)期間	10年(5年)以内	金利	0.90%	保証料	・セーフティネット保証利用: 0.20% (国補助前0.80%) ・一般保証利用: 0.20~1.15% (国補助前0.45~1.90%) ※国が約3/4相当分の保証料補助を実施	対象要件	(ア)または(イ)に該当すること (ア)売上高減少率: ▲5%以上 (現行: ▲15%以上) (イ)売上高総利益率(または売上高営業利益率): ▲5%以上 (※今回追加)	制度開始時期	R5.1.4(予定)	(既定融資枠対応)
対応保証	新たな借換保証制度																	
融資限度額	1億円																	
資金使途	借換・運転・設備																	
融資(据置)期間	10年(5年)以内																	
金利	0.90%																	
保証料	・セーフティネット保証利用: 0.20% (国補助前0.80%) ・一般保証利用: 0.20~1.15% (国補助前0.45~1.90%) ※国が約3/4相当分の保証料補助を実施																	
対象要件	(ア)または(イ)に該当すること (ア)売上高減少率: ▲5%以上 (現行: ▲15%以上) (イ)売上高総利益率(または売上高営業利益率): ▲5%以上 (※今回追加)																	
制度開始時期	R5.1.4(予定)																	

(参考資料) 兵庫県 令和4年度12月補正予算(緊急経済対策) 施策体系別事業一覧

(単位: 千円)

事業名	事業内容	金額																											
<p>④ ポストコロナを踏まえた中小企業への資金繰り支援</p>	<p>②企業再生貸付(コロナ対応)【新設】</p> <table border="1" data-bbox="512 257 1428 925"> <tr> <td>貸付名称</td> <td>(新)企業再生貸付(コロナ対応)</td> <td>(既存)企業再生貸付</td> </tr> <tr> <td>対応保証</td> <td>経営改善サポート保証(コロナ対応)</td> <td>経営改善サポート保証</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>2.8億円</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td colspan="2">借換・運転・設備</td> </tr> <tr> <td>融資(据置)期間</td> <td colspan="2">15年(5年)以内</td> </tr> <tr> <td>金利</td> <td>0.90% ※「伴走型経営支援特別貸付」並</td> <td>1.40%</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td colspan="2">0.20%(国補助前0.80%) ※国が約3/4相当分の保証料補助を実施</td> </tr> <tr> <td>対象要件</td> <td colspan="2">いずれかの計画(債権者間の合意がとれているもの)に従って事業再生を行う中小企業者 ・活性化協議会等の支援による事業再生計画 ・中小企業版事業再生GLなどの各種準則に基づく事業再生計画 ・経営サポート会議による検討に基づく事業再生計画 ・認定経営革新等支援機関の支援による事業再生計画 (※今回追加)</td> </tr> <tr> <td>制度開始時期</td> <td colspan="2">R5.1.4(予定)</td> </tr> </table>	貸付名称	(新)企業再生貸付(コロナ対応)	(既存)企業再生貸付	対応保証	経営改善サポート保証(コロナ対応)	経営改善サポート保証	融資限度額	2.8億円	2億円	資金使途	借換・運転・設備		融資(据置)期間	15年(5年)以内		金利	0.90% ※「伴走型経営支援特別貸付」並	1.40%	保証料	0.20%(国補助前0.80%) ※国が約3/4相当分の保証料補助を実施		対象要件	いずれかの計画(債権者間の合意がとれているもの)に従って事業再生を行う中小企業者 ・活性化協議会等の支援による事業再生計画 ・中小企業版事業再生GLなどの各種準則に基づく事業再生計画 ・経営サポート会議による検討に基づく事業再生計画 ・認定経営革新等支援機関の支援による事業再生計画 (※今回追加)		制度開始時期	R5.1.4(予定)		<p>(既定融資枠対応)</p>
貸付名称	(新)企業再生貸付(コロナ対応)	(既存)企業再生貸付																											
対応保証	経営改善サポート保証(コロナ対応)	経営改善サポート保証																											
融資限度額	2.8億円	2億円																											
資金使途	借換・運転・設備																												
融資(据置)期間	15年(5年)以内																												
金利	0.90% ※「伴走型経営支援特別貸付」並	1.40%																											
保証料	0.20%(国補助前0.80%) ※国が約3/4相当分の保証料補助を実施																												
対象要件	いずれかの計画(債権者間の合意がとれているもの)に従って事業再生を行う中小企業者 ・活性化協議会等の支援による事業再生計画 ・中小企業版事業再生GLなどの各種準則に基づく事業再生計画 ・経営サポート会議による検討に基づく事業再生計画 ・認定経営革新等支援機関の支援による事業再生計画 (※今回追加)																												
制度開始時期	R5.1.4(予定)																												
<p>⑤ ひょうごを旅しようキャンペーン・ワイドの延長</p>	<p>令和4年12月20日までとしていたひょうごを旅しようキャンペーン・ワイドを12月27日まで実施するとともに、持続的な観光需要を創出するため令和5年1月以降も延長</p> <p>○実施時期 令和5年1月～3月</p> <p>○支援内容 割引率 20% 割引上限額 交通付旅行商品:5,000円(一泊あたり) (鉄道、バス、タクシー・ハイヤー、航空、フェリー等) 上記以外:3,000円(日帰り旅行含む) クーポン券 平日:2,000円、休日:1,000円</p> <p>※全額国庫</p>	<p>8,100,000</p>																											
<p>新⑥ インバウンドの本格的回復に向けた旅行商品の開発</p>	<p>水際対策の緩和(R4.10月)や円安により回復基調のインバウンド需要を確実に取り込むため、高付加価値旅行者をターゲットとした取組を実施</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古民家宿泊地施設と地域コンテンツを活用したモデルツアー開発 ・高付加価値旅行者向けガイド等の作成 ・ヘリ・小型クルーズ船・レンタカーを活用したプラン開発 ・鉄道(ローカル線等)・バスを活用したモデルツアー開発 ・海外向けプロモーションの実施 <p>○実施手法 ひょうご観光本部への補助</p>	<p>50,000</p>																											
<p>新⑦ 兵庫ゆかりの地を巡る「観光×特産品」誘客キャンペーンの実施</p>	<p>兵庫DC(R5.7～9)や大阪・関西万博(R7)を見据え、首都圏在住者に本県の歴史や文化に関する魅力を発信する取組を実施</p> <p>○実施内容 ①東京駅等ターミナル駅周辺での観光、特産品情報の発信 ②兵庫ゆかりの都内名所を巡るデジタルスタンプラリー</p> <p>○実施時期 R5.6月頃に3週間程度(DC開始直前)</p>	<p>7,000</p>																											
<p>(2) 農林水産業の省エネ化・新事業展開と競争力強化に向けた支援</p>		<p>3,007,000</p>																											
<p>新① 耕畜連携の推進に資する設備・機械の導入支援</p>	<p>肥料・飼料価格高騰による経営圧迫に対応するため、畜産堆肥等を利用した農作物や、自給飼料の増産を進める耕畜連携の取組を支援</p> <p>①国庫補助分(158,000千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象 畜産クラスター協議会 ○補助内容 堆肥調整施設、鶏糞堆肥処理施設等 ○補助率 1/2[全額国庫] <p>②県単独分(50,000千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象 耕畜連携の取組を行う畜産農家、耕種農家等 ○補助内容 堆肥保管施設、堆肥散布機、飼料生産機等の耕畜連携に資する設備導入等 ※国補助の対象となる設備等は対象外 ○補助率 1/2(補助上限2,500千円) 	<p>208,000</p>																											

(参考資料) 兵庫県 令和4年度12月補正予算(緊急経済対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額												
② 省エネ型農業への転換支援	<p>物価・資材高騰に対応するため、省エネ型農業への転換支援を追加措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業主体 JA・市町等 ○補助対象 農業法人、新規就農者、定年帰農者 ※上記に加え、省エネ生産に取り組む者 ○対象経費 園芸用ハウス、附帯設備・機械等整備費 ※省エネ生産に資する機器等の導入が必須 ○補助率 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設</th> <th>農業用機械</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規就農者</td> <td>1/2</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>定年帰農者</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>農業法人等</td> <td>1/3</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 	区分	施設	農業用機械	新規就農者	1/2	1/3	定年帰農者	1/3	1/3	農業法人等	1/3	—	328,000
区分	施設	農業用機械												
新規就農者	1/2	1/3												
定年帰農者	1/3	1/3												
農業法人等	1/3	—												
③ 農業生産コストの低減支援	<p>肥料価格高騰に対応するため、生産コスト低減機器等の導入支援を追加措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象 国の肥料価格高騰対策に取り組む農業者等 ○補助内容 側条施肥田植機(肥料利用率向上)、収量センサー付きコンバイン、ドローン(無人農薬散布)等 ○補助率 1/2(補助上限 7,500千円) 	600,000												
④ 主要農作物競争力の強化	<p>産地競争力の強化を図るため、農業用機械・施設整備等を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象 農業者、その組織する団体 ○補助内容 育苗施設、水稻種子温湯消毒施設、農業機械類 ○補助率 1/2[全額国庫] 	250,000												
⑤ 野菜産地における総合整備対策	<p>産地間競争に負けない強い県内産地の育成のため、農業機械の導入等を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実施主体 農業者、その組織する団体 ○補助内容 集出荷貯蔵施設、収穫用機械、農業機械類 ○補助率 1/2[全額国庫] 	92,000												
⑥ 施設園芸の産地競争力強化	<p>施設園芸農家における産地競争力の強化を図るため、農業機械の導入等を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象 営農組合、農業者等 ○補助内容 環境制御温室等 ○補助率 1/2[全額国庫] 	700,000												
⑦ 麦・大豆生産体制の強化	<p>主食用米から麦・大豆等へ転換する場合の生産性向上のための取組や施設整備等を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象 JA、地域農業再生協議会等 ○補助内容 高速播種機、乾燥調整機等 ○補助率 1/2[全額国庫] 	39,000												
⑧ 但馬牛生産基盤の強化	<p>収益力強化や規模拡大に取り組む畜産クラスターの中心的経営体に対し、牛舎整備等を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象 畜産クラスター協議会 ○補助内容 牛舎・堆肥舎の整備等 ○補助率 (施設整備)国50%、県(繁殖牛舎のみ)7% 	264,000												
⑨ 畜産物輸出コンソーシアムの推進	<p>生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る体制(コンソーシアム)の確立・運営や輸入国の求めに応えるための、と畜場の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象 和牛マスター輸出拡大コンソーシアム ※コンソーシアム構成組織 和牛マスター食肉センター、和牛マスター出荷者部会、神戸肉流通推進協議会、エフアズ株式会社 (仮)神戸市輸出拡大コンソーシアム(今後、構成予定) ○補助内容 協議会の開催、輸出先国のマーケット調査、牛肉等のPR等 頭絡(とうらく)の装着による家畜の負担緩和等 [全額国庫] 	186,000												
⑩ 森林林業における緊急整備事業の実施	<p>間伐、路網整備、高性能林業機械等の整備を実施する事業体を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実施主体 市町、森林組合等 ○補助率 1/2[全額国庫] 	253,000												

(参考資料) 兵庫県 令和4年度12月補正予算(緊急経済対策) 施策体系別事業一覧

(単位: 千円)

事業名		事業内容	金額																						
新	⑪ 病害虫に対する発生予察の推進	県内病害虫における発生状況の調査・分析等を行い、発生予察情報を提供することにより、生産現場における適切な防除を促進 ○実施主体 農業技術センター(北部・中央・淡路) ○事業内容 自動撮影IoTカメラ等を設置し、発生害虫の撮影・分析調査・分析結果を県内農業者等に情報発信	5,000																						
	⑫ 農業水利施設における電気料金高騰対策	農業水利施設を管理する土地改良区等に対し、電気料金高騰による影響を緩和するため、増高分の一部を支援 ○補助内容 土地改良事業で造成した農業水利施設における電気料金高騰分の一部を支援 ○補助率 1/2	82,000																						
IV 県民の安全・安心の基盤づくり			45,357,000																						
①	防災・減災、国土強靱化の推進	(詳細別紙)	41,835,000																						
②	下水道施設の防災機能の強化 ※流域下水道事業会計	(詳細別紙)	3,522,000																						
V 高病原性鳥インフルエンザ対策			93,000																						
(1) まん延防止・発生予防対策			87,000																						
①	発生養鶏場の殺処分・消毒の実施	高病原性鳥インフルエンザの患畜が確認された養鶏場の全家禽の殺処分と消毒の実施により清浄化 (単位: 千円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>負担割合</th> <th>所要額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">資材購入・リース経費</td> <td>防護服、仮設テント等</td> <td>国1/2、県1/2</td> <td rowspan="2">23,000</td> </tr> <tr> <td>消毒薬、消石灰</td> <td>国10/10</td> </tr> <tr> <td>職員動員経費</td> <td colspan="2">(※家畜防疫員の場合 国10/10)</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">殺処分した鶏体等の処分(4万4千羽)</td> <td>国1/2、県1/2</td> <td>18,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td></td> <td>53,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		負担割合	所要額	資材購入・リース経費	防護服、仮設テント等	国1/2、県1/2	23,000	消毒薬、消石灰	国10/10	職員動員経費	(※家畜防疫員の場合 国10/10)		12,000	殺処分した鶏体等の処分(4万4千羽)		国1/2、県1/2	18,000	計			53,000	53,000
区 分		負担割合	所要額																						
資材購入・リース経費	防護服、仮設テント等	国1/2、県1/2	23,000																						
	消毒薬、消石灰	国10/10																							
職員動員経費	(※家畜防疫員の場合 国10/10)		12,000																						
殺処分した鶏体等の処分(4万4千羽)		国1/2、県1/2	18,000																						
計			53,000																						
②	制限区域等を出入りする車両の消毒の実施	消毒ポイントを設置し(4ヶ所)、移動制限区域や搬出制限区域内外を通行する車両の消毒を実施 ○設置期間 24日間(11/13から移動制限区域解除日まで) ○対象車両 移動制限区域及び搬出制限区域内の養鶏場に出入りする飼料運搬車両等 ○負担割合 国1/2、県1/2	23,000																						
③	県内全養鶏場の消毒の実施	鶏舎内への高病原性鳥インフルエンザウイルス侵入を防止するため、県内全養鶏場の鶏舎周囲に消石灰・液体消毒液を散布 ○対象農家 県内全ての家きん飼育者(400ヶ所) ○実施回数 1回 ○負担割合 国10/10(法律に基づく措置)	7,000																						
④	死亡野鳥の鳥インフルエンザ検査等の実施	家畜等への鳥インフルエンザの感染を予防するため、全県での監視を強化し、死亡野鳥への検査や糞便採取調査等を実施 ○実施内容 全県での死亡野鳥の監視・回収及び検査の実施(280回) 糞便採取調査の実施(4回)	4,000																						

(参考資料) 兵庫県 令和4年度12月補正予算(緊急経済対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額
(2) 経営支援対策		3,000
① 採卵鶏農家への支援	出荷制限対象の農家に対し、鶏卵の売上減少額等を支援 ○対象経費 平均価格と実際の販売価格との差額、保管費・輸送費等の増加額 ○負担割合 国1/2、県1/2	500
② 肉用鶏農家への支援	出荷制限対象の農家に対し、肉用鶏の価値減少相当額等を支援 ○対象経費 平均価格と実際の販売価格との差額、飼料代増加額 ○負担割合 国1/2、県1/2	500
③ 経営安定対策資金の創設(利子補給等)	影響を受けた養鶏農家等に対して、経営安定を支援する融資制度を創設 a) 移動制限・搬出制限区域内の農家に対する支援 ○内容 ①国制度(家畜疾病経営維持資金)への利子補給 ②県制度(美しい村づくり資金)にて国制度を補完する資金を創設 ○融資限度額 個人:2千万円 法人:8千万円 等 ○融資利率 当初3年間無利子、4年目以降 0.50% b) 移動制限・搬出制限区域外の農家に対する支援 ○内容 美しい村づくり資金の要件を緩和(直近1か月間の販売減少額が平常時6か月間の平均販売額の10%以上)	2,000
④ 関連事業者への資金繰り支援(融資要件の緩和)	影響を受けた卵卸売業等の関連中小企業者に対して、資金繰りを支援 ○内容 経営円滑化貸付の融資要件を緩和(売上減少対象期間 直近3か月間→1か月間)	— (既定融資枠対応)
(3) 風評被害対策		3,000
① 総合相談体制の整備	飼養農家等からの防疫対策や経営相談等にワンストップで対応する相談窓口を設置 ○設置場所 西播磨県民局総務企画室(R4.11.13開設済) ○相談時間 9時~17時(月~金曜日(祝祭日は除く) TEL0791-58-2113)	— (既定予算対応)
② 県産鶏肉・鶏卵の安全性PRの実施	県産鶏肉・鶏卵の安全性に関する情報を発信 ○内容 SNS等による発信、チラシやポスター等の作成・配布	3,000
VI 県人事委員会勧告を踏まえた給与改定		3,678,000
① 給与改定	○給与改定の概要(補正予算(案)関係分) ・給料表 30歳台半ばまでの若手職員を4,000円の範囲内で引上げ(平均改定率+0.3%) ・期末・勤勉手当 0.10月引上げ(4.30月→4.40月) ○補正額 一般会計:3,088,000千円 公営企業会計:590,000千円	3,678,000
合 計		100,653,000
一 般 会 計		96,540,000
農 林 水 産 資 金 特 別 会 計		1,000
公 営 企 業 会 計		4,112,000

※今回新たに実施する事業は「新」と表記

①防災・減災、国土強靱化の推進

(ア)補助事業・直轄事業

(単位：千円)

工種	主な箇所	事業内容	金額
道路 [公共・直轄]	国道178号 浜坂道路Ⅱ期(新温泉町)	I C改良工等	18,668,000
	加古川小野線 東播磨道(北工区) (加古川市・三木市・小野市)	橋梁上部工	
	竜泉那波線 (相生市)	道路改良工	
河川 [公共・直轄]	武庫川(西宮市・尼崎市)	河川断面拡大	6,246,000
	八家川 (姫路市)	調節池整備	
砂防 [公共・直轄]	和田地区 (香美町)	急傾斜地崩壊対策工	5,765,000
	足尾谷川 (神河町)	砂防堰堤整備	
海岸・港湾 [公共・直轄]	西淡海岸 (南あわじ市)	離岸堤嵩上げ	1,364,000
公園 [公共・直轄]	三木総合防災公園(三木市)	公園施設改修	405,000
	淡路佐野運動公園(淡路市)	公園施設改修	
区画整理 [公共]	塩屋野中線 (赤穂市)	道路整備	18,000
農業農村 [公共・直轄]	上八木地区 (南あわじ市)	ため池改修	6,939,000
造林 [公共]	宍粟市ほか	間伐等	310,000
林道 [公共]	福定地区(養父市)ほか	林道改良	160,000
治山 [公共]	村岡区福岡 (香美町)	斜面对策工	621,000
漁港 [公共]	沼島漁港 (南あわじ市) ほか	水門整備等	1,099,000
経営構造対策	神戸市ほか	農業用機械等整備	124,000
漁業構造改善	明石市ほか	大型ノリ自動乾燥機等	116,000

②下水道施設の防災機能の強化

(単位：千円)

工種	主な箇所	事業内容	金額
流域下水	加古川下流浄化センター(加古川市)	設備改築工事等	385,000
下水汚泥	兵庫東流域下水汚泥広域処理場(尼崎市)	設備改築工事等	3,137,000

令和 4 年 12 月（定例）

第 360 回 兵 庫 県 議 会 提 出 議 案 関 係 資 料（その 2）

（ 予 算 関 係 ）

兵 庫 県

目 次

令和4年度補正予算提案額概計

	頁
1. 総 括	5
2. 一 般 会 計 (第 111 号議案)	
ア 部局別予算提案額	6
イ 経費別予算提案額	7
ウ 歳入予算提案額	8
3. 特 別 会 計 (第 112 号議案)	9
4. 公 営 企 業 会 計 (第 113 号~119 号)	10
5. 部局別予算提案額の内訳	
(1) 給 与 改 定 分	12
(2) 緊 急 経 済 対 策 分	
ア 総 務	13
イ 県 民 生 活	14
ウ 危 機 管 理	15
エ 福 祉	16
オ 保 健 医 療	17
カ 産 業 労 働	18
キ 農 林 水 産	19
ク 環 境	21
ケ 土 木	22
コ ま ち づ ぐ り	23
サ 教 育 委 員 会	24

令和4年度補正予算提案額概計

1 総括

(単位：千円、%)

区分		既定予算額	今回提案額	合計	前年同期対比
一般会計	歳入	2,462,440,000	96,540,000	2,558,980,000	78.5
	歳出	2,462,440,000	96,540,000	2,558,980,000	78.5
	差引	0	0	0	—
特別会計	歳入	1,594,418,942	1,000	1,594,419,942	99.4
	歳出	1,594,418,942	1,000	1,594,419,942	99.4
	差引	0	0	0	—
計	歳入	4,056,858,942	96,541,000	4,153,399,942	85.4
	歳出	4,056,858,942	96,541,000	4,153,399,942	85.4
	差引	0	0	0	—
公営企業会計	歳入	254,529,107	3,522,000	258,051,107	97.3
	歳出	270,509,109	4,112,000	274,621,109	99.2
	差引	△ 15,980,002	△ 590,000	△ 16,570,002	—
合計	歳入	4,311,388,049	100,063,000	4,411,451,049	86.0
	歳出	4,327,368,051	100,653,000	4,428,021,051	86.2
	差引	△ 15,980,002	△ 590,000	△ 16,570,002	—

2 一 般 会 計
ア 部局別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
総 務	63,709,009	371,000	345,000	0	0	26,000	64,080,009	91.8
企 画	9,331,640	22,000	2,000	0	0	20,000	9,353,640	70.7
財 務	465,928,774	31,000	0	0	0	31,000	465,959,774	94.2
県 民 生 活	5,923,641	13,000	4,000	0	0	9,000	5,936,641	96.8
危 機 管 理	11,693,419	2,249,000	2,243,000	0	0	6,000	13,942,419	68.6
福 祉	368,797,600	368,000	280,000	0	0	88,000	369,165,600	96.4
保 健 医 療	174,592,227	35,068,000	34,016,200	0	0	1,051,800	209,660,227	100.6
産 業 労 働	668,801,453	10,454,000	10,429,000	0	0	25,000	679,255,453	51.0
農 林 水 産	83,962,769	12,529,000	8,242,100	696,000	3,479,400	111,500	96,491,769	106.8
環 境	4,743,298	13,000	0	0	0	13,000	4,756,298	49.9
土 木	126,876,095	32,104,000	14,179,800	276,800	17,586,400	61,000	158,980,095	110.9
まちづくり	15,493,601	442,000	161,500	24,800	236,700	19,000	15,935,601	87.3
教育委員会	321,620,176	2,080,000	686,000	0	0	1,394,000	323,700,176	99.4
警 察	136,957,067	781,000	0	0	0	781,000	137,738,067	99.0
行政委員会等	4,009,231	15,000	0	0	0	15,000	4,024,231	105.0
歳入振替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,462,440,000	96,540,000	70,588,600	997,600	21,302,500	3,651,300	2,558,980,000	78.5

イ 経費別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
I 一般行政経費	1,937,303,098	52,948,000	49,297,700	0	0	3,650,300	1,990,251,098	74.8
(1) 人件費	452,062,402	3,088,000	553,000	0	0	2,535,000	455,150,402	99.0
職員給等	417,689,402	3,088,000	553,000	0	0	2,535,000	420,777,402	99.7
退職手当	34,373,000	0	0	0	0	0	34,373,000	90.5
(2) 物件費	14,306,295	800,140	768,740	0	0	31,400	15,106,435	93.8
(3) その他	1,470,934,401	49,059,860	47,975,960	0	0	1,083,900	1,519,994,261	69.6
II 投資的経費	181,070,533	43,591,000	21,290,900	997,600	21,302,500	0	224,661,533	109.0
(1) 普通建設事業費	170,835,759	43,591,000	21,290,900	997,600	21,302,500	0	214,426,759	109.4
(1) (イ) 補助事業	89,999,000	40,374,000	21,290,900	976,800	18,106,300	0	130,373,000	125.7
(ロ) 単独事業	70,335,759	0	0	0	0	0	70,335,759	87.1
(ハ) 国直轄負担金	10,501,000	3,217,000	0	20,800	3,196,200	0	13,718,000	118.7
(2) 災害復旧事業費	10,234,774	0	0	0	0	0	10,234,774	101.4
(イ) 補助事業	10,234,774	0	0	0	0	0	10,234,774	101.4
(ロ) 単独事業	0	0	0	0	0	0	0	—
(ハ) 国直轄負担金	0	0	0	0	0	0	0	—
III 公債費	268,495,784	0	0	0	0	0	268,495,784	85.7
IV 繰出金	75,570,585	1,000	0	0	0	1,000	75,571,585	97.3
歳入振替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,462,440,000	96,540,000	70,588,600	997,600	21,302,500	3,651,300	2,558,980,000	78.5

ウ 歳入予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	計	前年同期 対 比
県 税	778,800,000	0	778,800,000	110.5
(1) 普 通 税	778,765,000	0	778,765,000	110.5
(2) 目 的 税	35,000	0	35,000	102.9
地 方 譲 与 税	99,378,000	0	99,378,000	154.3
(1) 特別法人事業譲与税	94,700,000	0	94,700,000	158.1
(2) 地方揮発油譲与税	3,494,000	0	3,494,000	99.9
(3) 石油ガス譲与税	110,000	0	110,000	105.8
(4) 自動車重量譲与税	644,000	0	644,000	161.4
(4) 森林環境譲与税	188,000	0	188,000	100.0
(6) 航空機燃料譲与税	242,000	0	242,000	75.9
地 方 特 例 交 付 金	3,266,000	0	3,266,000	96.3
地 方 交 付 税	343,990,500	1,971,300	345,961,800	105.8
(1) 普 通 交 付 税	336,600,000	1,936,600	338,536,600	105.3
(2) 特 別 交 付 税	7,390,500	34,700	7,425,200	138.3
臨 時 財 政 対 策 債	45,600,000	1,680,000	47,280,000	30.6
調 整 債	8,080,000	0	8,080,000	163.7
交通安全対策特別交付金	1,469,000	0	1,469,000	100.8
繰 越 金	1,000	0	1,000	100.0
計 (一般財源)	1,280,584,500	3,651,300	1,284,235,800	101.9
分 担 金 及 び 負 担 金	4,596,397	997,600	5,593,997	98.0
使 用 料 及 び 手 数 料	20,720,003	0	20,720,003	98.3
国 庫 支 出 金	328,413,161	70,588,600	399,001,761	54.3
財 産 収 入	2,235,208	0	2,235,208	96.5
寄 附 金	250,045	0	250,045	79.7
繰 入 金	47,059,977	0	47,059,977	53.5
諸 収 入	680,777,309	0	680,777,309	66.9
県 債	97,803,400	21,302,500	119,105,900	92.9
合 計	2,462,440,000	96,540,000	2,558,980,000	78.5

3 特 別 会 計

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳					計	前年同期対 比
			国庫支出金	一般会計等 から繰入	特定財源	起 債	繰 越 金		
県有環境林等	7,286,185	0	0	0	0	0	0	7,286,185	101.8
港湾整備事業	5,457,537	0	0	0	0	0	0	5,457,537	115.1
公共事業用地 先行取得事業	3,021,457	0	0	0	0	0	0	3,021,457	99.6
県営住宅事業	31,013,959	0	0	0	0	0	0	31,013,959	105.1
勤労者総合福祉 施設整備事業	2,122,499	0	0	0	0	0	0	2,122,499	66.2
庁用自動車管理	186,989	0	0	0	0	0	0	186,989	98.6
公 債 費	547,793,165	0	0	0	0	0	0	547,793,165	88.4
自治振興助成事業	1,345,830	0	0	0	0	0	0	1,345,830	99.0
母子父子寡婦 福祉資金	319,556	0	0	0	0	0	0	319,556	100.3
小規模企業者等 振興資金	2,925,366	0	0	0	0	0	0	2,925,366	89.8
農林水産資金	1,477,135	1,000	0	1,000	0	0	0	1,478,135	130.6
基 金 管 理	5,903,191	0	0	0	0	0	0	5,903,191	66.9
地方消費税清算	493,720,000	0	0	0	0	0	0	493,720,000	114.8
国民健康保険事業	491,846,073	0	0	0	0	0	0	491,846,073	100.0
合 計	1,594,418,942	1,000	0	1,000	0	0	0	1,594,419,942	99.4

4 公 營 企 業 會 計

(單位：千円、%)

区 分		病 院 事 業	水 道 用 事 業	工 業 用 事 業	水 源 開 發 事 業	地 域 整 備 事 業	企 業 資 產 運 用 事 業	地 域 創 生 事 業	流 域 下 水 道 事 業	計	前 年 同 期 比	
收 益	支 出	既定予算額	168,037,664	14,317,076	3,505,366	—	4,696,177	1,283,908	868,930	29,113,660	221,822,781	110.7
		今回提案額	579,000	3,166	1,500	—	217	300	46	200	584,429	—
		合 計	168,616,664	14,320,242	3,506,866	—	4,696,394	1,284,208	868,976	29,113,860	222,407,210	111.0
予 算	收 入	既定予算額	159,057,205	15,721,748	4,082,812	—	5,410,581	1,351,729	1,723,539	30,733,156	218,080,770	108.3
		今回提案額	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—
		合 計	159,057,205	15,721,748	4,082,812	—	5,410,581	1,351,729	1,723,539	30,733,156	218,080,770	108.3
		差引収支不足額	△ 9,559,459	1,401,506	575,946	—	714,187	67,521	854,563	1,619,296	△ 4,326,440	—
資 本	支 出	既定予算額	23,992,921	5,197,380	1,477,044	32,965	5,480,217	50,400	654,084	11,801,317	48,686,328	68.3
		今回提案額	0	534	0	0	1,783	0	454	3,524,800	3,527,571	—
		合 計	23,992,921	5,197,914	1,477,044	32,965	5,482,000	50,400	654,538	15,326,117	52,213,899	68.3
予 算	收 入	既定予算額	20,599,632	384,980	20	32,965	2,834,598	205,322	589,503	11,801,317	36,448,337	62.1
		今回提案額	0	0	0	0	0	0	0	3,522,000	3,522,000	—
		合 計	20,599,632	384,980	20	32,965	2,834,598	205,322	589,503	15,323,317	39,970,337	62.6
		差引収支不足額	△ 3,393,289	△ 4,812,934	△ 1,477,024	0	△ 2,647,402	154,922	△ 65,035	△ 2,800	△ 12,243,562	—
合 計	支 出	既定予算額	192,030,585	19,514,456	4,982,410	32,965	10,176,394	1,334,308	1,523,014	40,914,977	270,509,109	99.6
		今回提案額	579,000	3,700	1,500	0	2,000	300	500	3,525,000	4,112,000	—
		合 計	192,609,585	19,518,156	4,983,910	32,965	10,178,394	1,334,608	1,523,514	44,439,977	274,621,109	99.2
計	收 入	既定予算額	179,656,837	16,106,728	4,082,832	32,965	8,245,179	1,557,051	2,313,042	42,534,473	254,529,107	97.9
		今回提案額	0	0	0	0	0	0	0	3,522,000	3,522,000	—
		合 計	179,656,837	16,106,728	4,082,832	32,965	8,245,179	1,557,051	2,313,042	46,056,473	258,051,107	97.3
		差引収支不足額	△ 12,952,748	△ 3,411,428	△ 901,078	0	△ 1,933,215	222,443	789,528	1,616,496	△ 16,570,002	—

5 部局別予算提案額の内訳

(1) 給与改定分

ア 一般会計予算提案額

(単位：千円)

区	分	金	額	財 源 内 訳			
				国 庫 支 出 金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源
職 員	給		3,082,873	553,000	0	0	2,529,873
議 員	報 酬		5,127	0	0	0	5,127
合	計		3,088,000	553,000	0	0	2,535,000

イ 部局別予算提案額

(単位：千円)

区	分	金	額	財 源 内 訳			
				国 庫 支 出 金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源
総 務	部		26,000	0	0	0	26,000
企 画	部		22,000	2,000	0	0	20,000
財 務	部		31,000	0	0	0	31,000
県 民 生 活	部		9,000	0	0	0	9,000
危 機 管 理	部		6,000	0	0	0	6,000
福 祉	部		32,000	0	0	0	32,000
保 健 医 療	部		42,000	0	0	0	42,000
産 業 労 働	部		25,000	0	0	0	25,000
農 林 水 産	部		65,000	0	0	0	65,000
環 境	部		9,000	0	0	0	9,000
土 木	部		61,000	0	0	0	61,000
ま ち づ ぐ り	部		19,000	0	0	0	19,000
教 育 委 員 会			1,945,000	551,000	0	0	1,394,000
警 察			781,000	0	0	0	781,000
行 政 委 員 会 等			15,000	0	0	0	15,000
合	計		3,088,000	553,000	0	0	2,535,000

(福 祉 部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
少 子 対 策 総 合 調 整 費	2,229,254	5,000	5,000	0	0	0	多言語対応支援事業費補助 5,000
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 費	1,848,000	1,000	1,000	0	0	0	回復者退院受入相談支援事業費 1,000
地 域 福 祉 対 策 費	336,012	11,000	11,000	0	0	0	生活困窮者食品支援体制構築事業費補助 11,000
障 害 児 者 自 立 支 援 費	10,133,109	226,000	191,500	0	0	34,500	こどもの安心・安全対策支援事業費補助 226,000
保 育 対 策 費	36,684,929	91,000	69,500	0	0	21,500	1 こどもの安心・安全対策支援事業費補助 90,000 2 こどもの安心・安全対策研修事業費 1,000
生 活 保 護 法 等 施 行 事 務 費	281,098	2,000	2,000	0	0	0	生活困窮者自立支援相談体制強化事業費 2,000

(保健医療部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 費	117,497,816	27,785,000	27,667,200	0	0	117,800	1 入院医療機関助成事業費補助 1,041,000 2 入院病床確保事業費補助 19,241,000 3 入院医療体制強化事業費補助 361,000 4 入院コーディネートセンター体制強化事業費 7,000 5 宿泊施設療養体制整備事業費 1,001,000 6 ワクチン接種体制推進事業費 74,000 7 検査体制強化事業費 583,000 8 相談体制強化事業費 1,630,000 9 新型コロナウイルス感染症医療費 1,899,000 10 保健所等体制強化事業費 344,000 11 自宅療養者等往診支援事業費補助 45,000 12 発熱外来体制強化事業費 888,000 13 発熱外来等年末年始運営支援補助 155,000 14 妊婦対応入院医療体制強化事業費 90,000 15 夜間救急外来強化事業費 276,000 16 陽性者登録支援体制整備事業費 150,000
保 健 指 導 費	802,747	4,847,000	3,955,000	0	0	892,000	1 出産・子育て世帯支援事業費補助 4,843,000 2 多言語対応支援事業費補助 4,000
医 療 法 等 施 行 経 費	558,000	2,258,000	2,258,000	0	0	0	医療機関等原油価格・物価高騰対策一時支援金 2,258,000
薬 機 法 等 施 行 経 費	125,099	136,000	136,000	0	0	0	医療機関等原油価格・物価高騰対策一時支援金 136,000

(産業労働部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
中小企業制度資金 貸 付 金	631,476,304	800,000	800,000	0	0	0	中小企業経営改善・成長力強化支援事業費 800,000
商業振興対策費	176,170	1,200,000	1,200,000	0	0	0	がんばろう商店街お買い物キャンペーン事業 費補助 1,200,000
産地振興対策費	109,696	52,000	52,000	0	0	0	地場産業等LPガス価格高騰対策一時支援金 52,000
産業振興推進費	3,129,094	220,000	220,000	0	0	0	中小企業新事業展開応援事業費補助 220,000
観 光 振 興 費	258,651	8,100,000	8,100,000	0	0	0	旅行・宿泊割引支援事業費 8,100,000
観 光 交 流 費	246,282	57,000	57,000	0	0	0	1 インバウンド向け旅行商品造成事業費補助 50,000 2 観光特産品誘客キャンペーン事業費 7,000

(農林水産部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要			
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	区 分	現計予算	今回提案額	計
国土強靱化等 緊急対策事業費	0	9,319,000	5,219,400	696,000	3,403,600	0				
							区 分	現計予算	今回提案額	計
							農 業 農 村	0	6,889,000	6,889,000
							造 林	0	310,000	310,000
							林 道	0	160,000	160,000
							治 山	0	621,000	621,000
							漁 港	0	1,099,000	1,099,000
							漁場整備開発	0	0	0
							経営構造対策	0	124,000	124,000
							林業構造改善	0	0	0
							漁業構造改善	0	116,000	116,000
合 計	0	9,319,000	9,319,000							
※県費随伴補助を含む										
国 直 轄 事 業 負 担 金	633,000	50,000	0	0	50,000	0				
							区 分	現計予算	今回提案額	計
							直轄土地改良事業費	586,645	50,000	636,645
							直轄漁場整備事業費	46,355	0	46,355
合 計	633,000	50,000	683,000							
農 村 青 少 年 活 動 促 進 費	1,104,876	328,000	328,000	0	0	0	省エネ型農業転換支援事業費補助	328,000		
農 村 地 域 農 政 総 合 推 進 事 業 費	731,920	600,000	600,000	0	0	0	農業生産コスト低減支援事業費補助	600,000		
食の安心推進費	41,507	3,000	0	0	0	3,000	県産鶏肉・鶏卵安全性PR事業費	3,000		
主 要 農 作 物 生 産 ・ 供 給 対 策 費	110,333	289,000	289,000	0	0	0	1 主要農作物産地競争力強化事業費補助	250,000		
							2 麦・大豆生産体制強化事業費補助	39,000		
野 菜 振 興 対 策 費	299,324	792,000	792,000	0	0	0	1 野菜産地総合整備対策事業費補助	92,000		
							2 施設園芸産地競争力強化事業費補助	700,000		
病 害 虫 発 生 予 察 管 理 事 業 費	26,368	5,000	5,000	0	0	0	病害虫発生予察調査機器整備費	5,000		
肉 畜 振 興 対 策 費	119,207	450,000	424,200	0	25,800	0	1 但馬牛生産基盤強化整備事業費補助	264,000		
							2 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助	186,000		
酪 農 養 鶏 振 興 対 策 費	19,236	1,000	500	0	0	500	養鶏農家緊急支援対策費補助	1,000		

(農林水産部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
畜産環境 飼料対策費	1,348,542	208,000	208,000	0	0	0	耕畜連携推進事業費補助 208,000
家畜衛生対策費	110,856	83,000	41,000	0	0	42,000	1 発生養鶏場防疫対策費 53,000 2 まん延防止対策費 30,000
公共事業 土地改良費 (非公共)	2,047,483	82,000	82,000	0	0	0	農業水利施設原油価格・物価高騰対策一時支援金 82,000
森林整備推進費	50,656	253,000	253,000	0	0	0	森林林業緊急整備事業費補助 253,000
〔農林水産資金〕 〔特別会計〕 美しい村づくり 資金等 利子補給費	38,795	500	0	(繰入金) 500	0	0	美しい村づくり資金利子補給費 500
畜産特別 資金 利子補給費	2,958	500	0	(繰入金) 500	0	0	畜産特別資金利子補給費 500

(土木部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要			
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源				
国 土 強 靱 化 緊急対策事業費	0	28,961,000	14,179,800	276,800	14,504,400	0	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							道路・街路	0	17,707,000	17,707,000
							河川・ダム	0	5,040,000	5,040,000
							砂 防	0	5,388,000	5,388,000
							海岸・港湾	0	826,000	826,000
計	0	28,961,000	28,961,000							
国 直 轄 国 土 強靱化緊急対策 事業負担金	0	3,082,000	0	0	3,082,000	0	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							道 路	0	961,000	961,000
							河 川	0	1,206,000	1,206,000
							砂 防	0	377,000	377,000
							海岸・港湾	0	538,000	538,000
計	0	3,082,000	3,082,000							
〔流域下水道〕 事業会計										
資本的収支	11,801,317	3,522,000	2,162,500	79,500	1,280,000	0	1 建設改良費			
							(1)流域下水道事業		385,000	
							(2)流域下水汚泥広域処理事業		3,137,000	

(まちづくり部)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要			
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源				
国 土 強 靱 化 緊急対策事業費	0	338,000	161,500	4,000	172,500	0	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							公 園	0	320,000	320,000
							区 画 整 理	0	18,000	18,000
							計	0	338,000	338,000
国 直 轄 国 土 強靱化緊急対策 事業負担金	0	85,000	0	20,800	64,200	0	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							公 園	0	85,000	85,000
							計	0	85,000	85,000

(教育委員会)

(単位：千円)

事 項	令和4年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
義務教育 推進費	2,038,914	114,000	114,000	0	0	0	こどもの安心・安全対策支援事業費補助 114,000
特別支援学校 教育振興費	407,798	21,000	21,000	0	0	0	こどもの安心・安全対策支援事業費 21,000

令和 4 年 12 月 (定 例)

第360回兵庫県議会提出議案関係資料 (その 3)

(条 例 等 関 係)

兵 庫 県

目 次

總 務 関 係	5
文 教 関 係	7
警 察 関 係	9

総 務 関 係

第120号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）の一部改正

(1) 給料表

平均0.3%引き上げる（給与条例別表第1から別表第5まで関係）。

(2) 勤勉手当

ア 再任用職員以外の職員の勤勉手当について、年間支給月数を0.10月引き上げる。

[4.30月 4.40月] (給与条例第26条関係)

(単位：月)

区 分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.20	0.95	2.15	1.20	<u>1.00</u> (+0.05)	<u>2.20</u> (+0.05)
12月期	1.20	0.95	2.15	1.20	<u>1.00</u> (+0.05)	<u>2.20</u> (+0.05)
年 間	2.40	1.90	4.30	2.40	<u>2.00</u> (+0.10)	<u>4.40</u> (+0.10)

イ 再任用職員の勤勉手当について、年間支給月数を0.05月引き上げる。[2.25月 2.30月]

(給与条例第26条関係)

(単位：月)

区 分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.675	0.45	1.125	0.675	<u>0.475</u> (+0.025)	<u>1.15</u> (+0.025)
12月期	0.675	0.45	1.125	0.675	<u>0.475</u> (+0.025)	<u>1.15</u> (+0.025)
年 間	1.35	0.90	2.25	1.35	<u>0.95</u> (+0.05)	<u>2.30</u> (+0.05)

2 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「特別職給与条例」という。）の一部改正

期末手当について、年間支給月数を0.05月引き上げる。[3.25月 3.30月](特別職給与条例第3条関係)

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の一部改正

(1) 給料表

職員に準じて引き上げる（任期付研究員条例第5条及び任期付職員条例第7条関係）

(2) 期末手当

任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当について、年間支給月数を0.05月引き上げる。
[3.25月 3.30月](任期付研究員条例第6条並びに任期付職員条例第9条及び第10条関係)

4 会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）の一部改正
規定の整備を行う（会計年度任用職員条例附則第4項及び第5項関係）

第3 施行期日等

1 施行期日

公布の日

2 適用区分

第2の1、2及び3は、令和4年4月1日から適用する。

3 経過措置等

(1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における第2号会計年度任用職員の給料月額については、第2の1(1)及び第3の2にかかわらず、なお従前の例による。

(2) その他必要な経過措置を定める。

文 教 関 係

第120号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「教育職員給与条例」という。）の一部改正

(1) 給料表

平均0.3%引き上げる（教育職員給与条例別表第1及び別表第2関係）。

(2) 勤勉手当

ア 再任用職員以外の職員の勤勉手当について、年間支給月数を0.10月引き上げる。

[4.30月 4.40月]（教育職員給与条例第29条関係）

（単位：月）

区 分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.20	0.95	2.15	1.20	<u>1.00</u> (+0.05)	<u>2.20</u> (+0.05)
12月期	1.20	0.95	2.15	1.20	<u>1.00</u> (+0.05)	<u>2.20</u> (+0.05)
年 間	2.40	1.90	4.30	2.40	<u>2.00</u> (+0.10)	<u>4.40</u> (+0.10)

イ 再任用職員の勤勉手当について、年間支給月数を0.05月引き上げる。[2.25月 2.30月]

（教育職員給与条例第29条関係）

（単位：月）

区 分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.675	0.45	1.125	0.675	<u>0.475</u> (+0.025)	<u>1.15</u> (+0.025)
12月期	0.675	0.45	1.125	0.675	<u>0.475</u> (+0.025)	<u>1.15</u> (+0.025)
年 間	1.35	0.90	2.25	1.35	<u>0.95</u> (+0.05)	<u>2.30</u> (+0.05)

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 適用区分

令和4年4月1日

(3) 経過措置等

その他必要な経過措置を定める。

第120号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）の一部改正

(1) 給料表

平均0.3%引き上げる（給与条例別表第5関係）

(2) 勤勉手当

ア 再任用職員以外の職員の勤勉手当について、年間支給月数を0.10月引き上げる。

[4.30月 4.40月] (給与条例第26条関係)

（単位：月）

区 分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.20	0.95	2.15	1.20	<u>1.00</u> (+0.05)	<u>2.20</u> (+0.05)
12月期	1.20	0.95	2.15	1.20	<u>1.00</u> (+0.05)	<u>2.20</u> (+0.05)
年 間	2.40	1.90	4.30	2.40	<u>2.00</u> (+0.10)	<u>4.40</u> (+0.10)

イ 再任用職員の勤勉手当について、年間支給月数を0.05月引き上げる。[2.25月 2.30月]

(給与条例第26条関係)

（単位：月）

区 分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.675	0.45	1.125	0.675	<u>0.475</u> (+0.025)	<u>1.15</u> (+0.025)
12月期	0.675	0.45	1.125	0.675	<u>0.475</u> (+0.025)	<u>1.15</u> (+0.025)
年 間	1.35	0.90	2.25	1.35	<u>0.95</u> (+0.05)	<u>2.30</u> (+0.05)

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 適用区分

令和4年4月1日

(3) 経過措置等

その他必要な経過措置を定める。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨などを考慮し、議員の期末手当について、支給割合を改定することとした。

2 改正の内容

基準日における議員の在職期間に応じて規定した期末手当の支給割合を改める(第4条関係)。

3 施行期日等

公布の日から施行する。ただし、改正後の条例の規定は、令和4年6月1日から適用し、差額については、速やかに支給する。

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員に対して、職員の給与等に関する条例に規定する期末手当の支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散により議員の職を離れ、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 <u>100分の162.5</u></p> <p>(2) 3箇月以上6箇月未満 <u>100分の97.5</u></p> <p>(3) 3箇月未満 <u>100分の48.75</u></p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(議員の職を離れ、又は死亡した議員にあっては、議員の職を離れ、又は死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額(第2条第2項第3号から第8号までに掲げる役員にあっては、同項に規定する加算額を除く。以下同じ。)に、当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 第1項に規定するもののほか、期末手当の支給方法については、職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号)第1条に規定する職員の例による。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員に対して、職員の給与等に関する条例に規定する期末手当の支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散により議員の職を離れ、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3箇月以上6箇月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3箇月未満 <u>100分の49.5</u></p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(議員の職を離れ、又は死亡した議員にあっては、議員の職を離れ、又は死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額(第2条第2項第3号から第8号までに掲げる役員にあっては、同項に規定する加算額を除く。以下同じ。)に、当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 第1項に規定するもののほか、期末手当の支給方法については、職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号)第1条に規定する職員の例による。</p>
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年6月1日から適用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(期末手当の内払)</u></p> <p>3 <u>改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。</u></p>

議員提出第 27 号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

兵庫県議会議員	伊 藤 傑
同	谷 口 俊 介
同	北 口 寛 人
同	吉 岡 たけし
同	内 藤 兵 衛
同	山 口 晋 平
同	上 野 英 一
同	黒 田 一 美
同	伊 藤 勝 正
同	島 山 清 史

兵庫県条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

2 期末手当の額は、期末手当の基礎額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100 分の 165

(2) 3 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 99

(3) 3 箇月未満 100 分の 49.5

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨などを考慮し、議員の期末手当について、支給割合を改定することとした。

兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の制定について

1 制定の理由

- (1) 県では、個人情報の保護に関する条例において、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、県が保有する個人情報の開示等を求める権利について明らかにし、個人の権利利益の保護を図っている。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の一部改正により、地方公共団体は法の規定の適用を受けることとなるが、地方議会は適用が除外されることとなることから、兵庫県議会（以下「議会」という。）において個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定める。

2 制定の概要

(1) 目的（第1条関係）

この条例は、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(2) 定義（第2条関係）

ア 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいうものとする。

- (ア) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(イ) 個人識別符号が含まれるもの

イ 「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、兵庫県議会議長（以下「議長」という。）が別に定めるものをいうものとする。

- (イ) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

- (イ) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又

は発行を受ける者を識別することができるもの

ウ 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が別に定める記述等が含まれる個人情報をいうものとする。

エ 「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（(20)を除き、以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいうものとする。ただし、兵庫県議会情報公開条例に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限るものとする。

オ 「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいうものとする。

(ア) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(イ) (ア)に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

カ 個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいうものとする。

キ 「仮名加工情報」とは、次に掲げる個人情報の区分に応じてそれぞれに定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいうものとする。

(ア) ア(ア)に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(イ) ア(イ)に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

ク 「匿名加工情報」とは、次に掲げる個人情報の区分に応じてそれぞれに定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいうものとする。

(ア) ア(ア)に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(イ) ア(イ)に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削

除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

ケ 「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいうものとする。

コ 「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）に規定する特定個人情報をいう。）であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限るものとする。

サ 「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法及び法に規定する独立行政法人をいうものとする。

シ 「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法に規定する地方独立行政法人をいうものとする。

(3) 議会の責務（第3条関係）

議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとするものとする。

(4) 個人情報の保有の制限等（第4条関係）

① 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。（15）及び（16）を除き、以下同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならないものとする。

② 議会は、①により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないものとする。

③ 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないものとする。

(5) 利用目的の明示（第5条関係）

議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならないものとする。

ア 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

イ 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

ウ 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

エ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(6) 不適正な利用の禁止（第6条関係）

議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないものとする。

(7) 適正な取得（第7条関係）

議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないものとする。

(8) 正確性の確保（第8条関係）

議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならないものとする。

(9) 安全管理措置（第9条関係）

① 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないものとする。

② ①は、議会から個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用するものとする。

(10) 従事者の義務（第10条関係）

個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、(9)②の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないものとする。

(11) 漏えい等の通知（第11条関係）

議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が別に定めるものが生じたときは、本人に対し、議長が別に定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならないものとする。

(12) 利用及び提供の制限（第12条関係）

① 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないものとする。

② ①にかかわらず、議会は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができるものとする。

ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

ウ 議会以外の県の機関、兵庫県公立大学法人、法に規定する行政機関又は独立行

政法人等、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

③ ②は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

④ 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を特定の組織又は職員に限るものとする。

⑤ 保有特定個人情報に関しては、②イからエまで及び(29)は適用しないものとする。

(13) 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（第13条関係）

議長は、利用目的のために又は(12)②ウ若しくはエに基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(14) 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求（第14条関係）

議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(15) 仮名加工情報の取扱いに係る義務（第15条関係）

① 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下(15)及び(49)において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならないものとする。

② 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないものとする。

③ 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又

は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならないものとする。

④ 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書事業者による信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が別に定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならないものとする。

⑤ ①から④までは、議会から仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用するものとする。

(16) 匿名加工情報の取扱いに係る義務（第16条関係）

① 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならないものとする。

② 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が別に定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとする。

③ ①及び②の規定は、議会から匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用するものとする。

(17) 個人情報ファイル簿の作成及び公表（第17条関係）

① 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、必要な事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならないものとする。

② ①は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しないものとする。

ア 次に掲げる個人情報ファイル

(ア) 議会の議員若しくは議員であつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬又は福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

(イ) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

(ウ) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

(エ) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏

名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(オ) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

(カ) (ア)から(オ)までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が別に定める個人情報ファイル

イ ①による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

ウ イに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が別に定める個人情報ファイル

③ ①にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができるものとする。

(18) 開示請求権（第18条関係）

① 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができるものとする。

② 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって①による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができるものとする。

(19) 開示請求の手続（第19条関係）

① 開示請求は、開示請求をする者の氏名及び住所、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項等を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならないものとする。

② ①の場合において、開示請求をする者は、議長が別に定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（(18)②による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならないものとする。

③ 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるものとする。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないものとする。

(20) 保有個人情報の開示義務（第20条関係）

議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないものとする。

ア 開示請求者（(18)②により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。イ、ウ、及び(27)①において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

イ 開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報

ウ 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報

エ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

オ 議会及び議会以外の県の機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議等に関して率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれ等がある情報

カ 議会若しくは議会以外の県の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

(21) 部分開示（第21条関係）

① 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないものとする。

② 開示請求に係る保有個人情報に(20)イの情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、(20)イの情報に含まれないものとみなして、①を適用するものとする。

(22) 裁量的開示（第22条関係）

議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(23) 保有個人情報の存否に関する情報（第23条関係）

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるものとする。

(24) 開示請求に対する措置（第24条関係）

- ① 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が別に定める事項を書面により通知しなければならないものとする。
- ② 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（(23)により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないものとする。

(25) 開示決定等の期限（第25条関係）

- ① (24)①又は②の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならないものとする。ただし、(19)③により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。
- ② ①の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、①に規定する期間を30日以内に限り延長することができるものとする。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないものとする。

(26) 開示決定等の期限の特例（第26条関係）

- ① 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、(25)にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものとする。
- ② (25)による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、(25)の期間に算入しないものとする。

(27) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第27条関係）

- ① 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下(27)、(45)②ウ及び(46)において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が別に定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができるものとする。
- ② 議長は、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとするときは、(24)①の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が別に定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その

他議長が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならないものとする。

- ③ 議長は、①又は②により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないものとする。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならないものとする。

(28) 開示の実施（第28条関係）

- ① 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が別に定める方法により行うものとする。
- ② 議長は、①に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならないものとする。
- ③ 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が別に定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法その他議長が別に定める事項を申し出なければならないものとする。
- ④ ③による申出は、(24)①の通知があった日から30日以内にしなければならないものとする。

(29) 他の法令による開示の実施との調整（第29条関係）

- ① 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が(28)①の方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、①にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わないものとする。
- ② 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を(28)①の閲覧とみなして、①を適用するものとする。

(30) 費用の負担（第30条関係）

開示請求をして、公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないものとする。

(31) 訂正請求権（第31条関係）

- ① 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができるものとする。
- ② 代理人は、本人に代わって①による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができるものとする。

③ 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならないものとする。

(32) 訂正請求の手続（第32条関係）

① 訂正請求は、訂正請求をする者の氏名及び住所、訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項等を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を議長に提出して行わなければならないものとする。

② ①の場合において、訂正請求をする者は、議長が別に定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（(31)②による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出して行わなければならないものとする。

③ 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるものとする。

(33) 保有個人情報の訂正義務（第33条関係）

議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行わなければならない。

(34) 訂正請求に対する措置（第34条関係）

① 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知して行わなければならないものとする。

② 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知して行わなければならないものとする。

(35) 訂正決定等の期限（第35条関係）

① (34)①又は②の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内に行わなければならないものとする。ただし、(32)③により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。

② ①の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、①の期間を30日以内に限り延長することができるものとする。

(36) 訂正決定等の期限の特例（第36条関係）

① 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、(35)にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りるものとする。

② (35)による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、(35)の期間に算入しないものとする。

(37) 保有個人情報の提供先への通知（第37条関係）

議長は、(34)①の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必

要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(38) 利用停止請求権（第38条関係）

① 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、ア及びイの措置を請求することができるものとする。

ア (4)②に違反して保有されているとき、(6)に違反して取り扱われているとき、(7)に違反して取得されたものであるとき、又は(12)①及び②に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

イ (12)①及び②に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

② 代理人は、本人に代わって①による利用の停止、消去又は提供の停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができるものとする。

③ 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならないものとする。

(39) 利用停止請求の手続（第39条関係）

① 利用停止請求は、利用停止請求をする者の氏名及び住所、利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項等を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならないものとする。

② ①の場合において、利用停止請求をする者は、議長が別に定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（(38)②による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならないものとする。

③ 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるものとする。

(40) 保有個人情報の利用停止義務（第40条関係）

議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならないものとする。

(41) 利用停止請求に対する措置（第41条関係）

① 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないものとする。

② 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないものとする。

(42) 利用停止決定等の期限（第42条関係）

- ① (41)①又は②の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならないものとする。ただし、(39)③により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。
- ② ①にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、①の期間を30日以内に限り延長することができる。

(43) 利用停止決定等の期限の特例（第43条関係）

- ① 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、(42)にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りるものとする。
- ② (42)による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、(42)の期間に算入しないものとする。

(44) 審理員による審理手続に関する規定の適用除外（第44条関係）

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、審理員の指名及び通知に係る行政不服審査法の規定は、適用しないものとする。

(45) 審議会への諮問（第45条関係）

- ① 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次のいずれかに該当する場合を除き、附属機関設置条例に規定する情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならないものとする。

ア 審査請求が不適法であり、却下する場合

イ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

ウ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

エ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

- ② ①により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

ア 審査請求人及び参加人（行政不服審査法に規定する参加人をいう。以下同じ。）

イ 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

ウ 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者

(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(46) 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等（第46条関係）

(27)③は、次のいずれかに該当する裁決をする場合について準用するものとする。

ア 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

イ 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(47) 審議会の調査権限（第47条関係）

① 審議会は、必要があると認めるときは、議長に対し、保有個人情報の提示を求められることができるものとする。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められないものとする。

② 審議会は、必要があると認めるときは、議長に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができるものとする。

③ 議長は、審議会から①前段又は②による求めがあったときは、これを拒んではならないものとする。

④ 審議会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は議長（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができるものとする。

(48) 意見の陳述（第48条関係）

① 審議会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないものとする。

② ①の場合において、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができるものとする。

(49) 主張書面等の提出（第49条関係）

審査関係人は、審議会に対し、主張書面又は資料を提出することができるものとする。この場合において、審議会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならないものとする。

(50) 委員による調査手続（第50条関係）

審議会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、(47)①により提示された保有個人情報について閲覧（当該保有個人情報が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる行為）をさせ、(47)④による調査をさせ、又は(48)①による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができるものとする。

(51) 提出資料の閲覧等（第51条関係）

- ① 審査関係人は、審議会に対し、審議会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができるものとする。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができないものとする。
- ② 審議会は、①による閲覧をさせ、又は①による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならないものとする。
- ③ 審議会は、①による閲覧について、日時及び場所を指定することができるものとする。
- ④ ①による交付を受ける審査請求人又は参加人は、別に定める額の手数料を納めなければならないものとする。
- ⑤ 審議会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、④の手数料の全部又は一部を免除することができるものとする。

(52) 調査審議手続の非公開（第52条関係）

審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しないものとする。

(53) 答申書の送付等（第53条関係）

審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとするものとする。

(54) 適用除外（第54条関係）

保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、(18)から(43)までの適用については、議会に保有されていないものとみなすものとする。

(55) 開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等（第55条関係）

議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(56) 個人情報等の取扱いに関する苦情処理（第56条関係）

議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないものとする。

(57) 審議会への諮問（第57条関係）

議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く

ことが特に必要であると認める事項について、審議会に諮問することができるものとする。

(58) 施行の状況の公表（第58条関係）

議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(59) 委任（第59条関係）

条例の施行に関して必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

(60) 職員若しくは職員であった者、(9)②若しくは(15)⑤の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された(2)⑤アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとする。

(61) (60)の者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする。

(62) 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする。

(63) (60)から(62)までは、県の区域外においてこれらの罪を犯した者にも適用するものとする。

(64) 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処するものとする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

ア 条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間における(17)①の適用については、(17)①中「保有している個人情報ファイル」とあるのは、「保有している個人情報ファイル（本人の数が議長が別に定める数に満たないものを除く。）」とするものとする。

イ 個人情報の保護に関する条例の廃止に伴い、必要な経過措置を設ける。

(3) 情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正

情報公開・個人情報保護審議会の所掌事務について所要の整備を行う。

兵庫県条例第 号

兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条—第30条）
 - 第2節 訂正（第31条—第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条—第53条）
- 第5章 雑則（第54条—第59条）
- 第6章 罰則（第60条—第64条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、兵庫県議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、兵庫県議会議長（以下「議長」という。）が別に定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が別に定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、兵庫県議会情報公開条例（平成12年兵庫県条例第45号）第1条に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないよ

うにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

11 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

12 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、議会から個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が別に定めるものが生じたときは、本人に対し、議長が別に定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 議会以外の県の機関、兵庫県公立大学法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を特定の組織又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第 2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮

名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が別に定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会から仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が別に定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会から匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が別に定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。以下同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
- ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬又は福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- カ アからオまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が別に定める個人情報ファイル
- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が別に定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が別に定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当

該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 議会及び議会以外の県の機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 議会若しくは議会以外の県の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が別に定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第25条 開示決定等は、開示請求があつた日から15日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から

45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報の中の相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が別に定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が別に定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進

展状況等を勘案して議長が別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が別に定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法その他議長が別に定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第30条 開示請求をして、公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。
(訂正請求の手続)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を議長に提出して行わなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が別に定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行わなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内に行わなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が別に定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者

(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審議会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条に規定する情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審議会の調査権限)

第47条 審議会は、必要があると認めるときは、議長に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審議会は、必要があると認めるときは、議長に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

3 議長は、審議会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 審議会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は議長（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第48条 審議会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（主張書面等の提出）

第49条 審査関係人は、審議会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審議会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第50条 審議会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第47条第1項の規定により提示された保有個人情報について閲覧（当該保有個人情報が電磁的記録である場合にあつては、これに準ずる行為）をさせ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第48条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第51条 審査関係人は、審議会に対し、審議会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審議会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審議会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

5 審議会は、経済的困難その他特別の理由があるとき、前項の手数料の全部又は一部を免除することができる。

(調査審議手続の非公開)

第52条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第53条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第5章 雑則

(適用除外)

第54条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第55条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第56条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審議会への諮問)

第57条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める事項について、審議会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第58条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第59条 この条例の施行に関して必要な事項は、議長が別に定める。

第6章 罰則

第60条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第61条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円

以下の罰金に処する。

第62条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第63条 前3条の規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第64条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間における第17条第1項の規定の適用については、同項中「保有している個人情報ファイル」とあるのは、「保有している個人情報ファイル(本人の数が議長が別に定める数に満たないものを除く。)」とする。

3 施行日前に個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年兵庫県条例第 号)附則第3項の規定による廃止前の個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号。以下「旧条例」という。)第14条、第28条、第36条又は第36条の2の規定により議会に対してなされた旧条例第14条第1項に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求については、なお従前の例による。

(情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

4 情報公開・個人情報保護審議会条例(令和4年兵庫県条例第 号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前項各号」を「第2項各号」に改め、「個人情報保護実施機関等に」の右に「、前項各号に掲げる事項に関して必要と認める事項にあつては兵庫県議会議長に」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 審議会は、兵庫県議会議長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年兵庫県条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第44条に規定する審査請求に関すること。
- (2) 議会個人情報保護条例第57条に規定する事項
- (3) 前項第4号に掲げる事項

別表（第51条関係）

交付の方法	種別	金額
書面等を複写機により用紙に複写したもの又は電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円
	多色刷り	用紙1枚につき40円

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

議 事 順 序 (案)

第 3 6 0 回 定 例 会
第 1 日 (1 2 月 1 日)

1 議 長 あ い さ つ

2 開 会 宣 告

3 開 議 宣 告

4 原 吉 三 議 員 の 逝 去 に つ い て

(1) 逝 去 報 告

(2) 追 悼 の 辞

黒 田 一 美 議 員

(3) 黙 禱

5 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

天 野 文 夫 議 員

前 田 と も き 議 員

山 本 敏 信 議 員

6 会 期 の 決 定

1 2 月 1 日 から 1 2 月 1 3 日 ま で の 1 3 日 間 (簡 易 採 決)

7 諸 般 の 報 告

(1) 第 3 5 9 回 定 例 会 に お い て 議 決 し た 意 見 書 並 び に 決 議 の 処 理 に つ い て

(2) 説 明 員 の 職 氏 名 (一 覧 表 配 付)

(3) 議 員 並 び に 知 事 か ら 提 出 さ れ た 議 案 (件 名 一 覧 表 配 付)

(4) 委 任 専 決 処 分 を し た も の に つ い て (写 配 付)

(5) ひ ょ う ご ビ ジ ョ ン 2 0 5 0 の 推 進 状 況 報 告 書 (写 配 付)

(6) 監 査 結 果 報 告

① 監 査 報 告 書 (写 配 付)

② 例 月 現 金 出 納 検 査 報 告 書 (写 配 付)

8 議案一括上程

第95号議案ないし第120号議案

(1) 知事提案説明

9 休会議決

12月2日から5日までは議案熟読のため（簡易採決）

10 日程通告

次の本会議は12月6日（火）午前10時再開

11 散会宣告

第 3 6 0 回定例兵庫県議会
議事日程（第 1 号）

令和 4 年 1 2 月 1 日
午前 1 1 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 第 9 5 号議案ないし第 1 2 0 号議案

知事提案説明

地方自治法第121条の規定により説明
のため議場に出席を求めた者の職氏名

第360回定例会

知事	齋藤元彦
副知事	片山安孝
副知事	服部洋平
公営企業管理者	水埜浩
病院事業管理者	杉村和朗
防災監兼危機管理部長	遠藤英二
技監	八尋裕
会計管理者	小畑由起夫
新県政推進室長 兼総務部長	小橋浩一
企画部長	梶本修子
財務部長	稲木宏光
県民生活部長	城友美子
福祉部長	生安衛
保健医療部長	山下輝夫
産業労働部長	竹村英樹
農林水産部長	萬谷信弘
環境部長	菅範昭
土木部長	杉浦正彦

まちづくり部長	西谷一盛
新県政推進次長(県政改革担当) 兼財務部次長	有田一成
新県政推進参事(財政担当) 兼財務部総務課長・財政課長	中野秀樹
財政課副課長兼予算班長	梅本泰孝
選挙管理委員会委員長	石堂則本 (12月8日を除く)
同委員会委員	上田良介 (12月8日のみ)
教育委員会教育長	藤原俊平
教育次長	唐津肇 (12月6日のみ)
教育次長	稲次一彦 (12月7日、13日)
教育次長	村田かおり (12月1日、8日)
公安委員会委員長	小西新右衛門 (12月1日、6日、7日を除く)
同委員会委員	勝田仁美 (12月1日のみ)
同委員会委員	大内ますみ (12月6日のみ)
同委員会委員	澤田隆 (12月7日のみ)
警察本部長	桐原弘毅
警察本部総務部長	三木正夫
人事委員会委員長	田中基康
監査委員	四海達也

議員並びに知事から提出された議案

第 3 6 0 回 定 例 会

令 和 4 年 1 2 月 1 日

(議員提出議案)

議員提出第 2 7 号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(知事提出議案)

- 第 9 5 号議案 個人情報保護に関する法律施行条例
- 第 9 6 号議案 情報公開・個人情報保護審議会条例
- 第 9 7 号議案 当せん金付証票の発売
- 第 9 8 号議案 阪神高速道路株式会社が行う兵庫県道高速大阪池田線等の事業の変更についての同意
- 第 9 9 号議案 兵庫県道路公社が行う遠阪トンネル有料道路の事業の変更についての同意
- 第 1 0 0 号議案 兵庫県道路公社が行う播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路(2期)の事業の変更についての同意
- 第 1 0 1 号議案 県立総合射撃場(仮称)整備事業 敷地造成・整備工事請負契約の変更
- 第 1 0 2 号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第 4 高架橋上部工事請負契約の変更
- 第 1 0 3 号議案 主要地方道豊岡竹野線城崎大橋橋梁下部工工事請負契約の変更
- 第 1 0 4 号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第 5、第 6、第 7 高架橋上部工事請負契約の締結
- 第 1 0 5 号議案 県営尼崎西昆陽住宅建築工事請負契約の締結
- 第 1 0 6 号議案 公の施設の指定管理者の指定(兵庫県立先端科学技術支援センター)
- 第 1 0 7 号議案 公の施設の指定管理者の指定(兵庫県立尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設)
- 第 1 0 8 号議案 公の施設の指定管理者の指定(兵庫県立淡路佐野運動公園)
- 第 1 0 9 号議案 公の施設の指定管理者の指定(兵庫県営住宅(神戸地区(西区・明舞地区を除く)))

- 第110号議案 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県営住宅（阪神南地区（尼崎市・西宮市・芦屋市）））
- 第111号議案 令和4年度兵庫県一般会計補正予算（第3号）
- 第112号議案 令和4年度兵庫県農林水産資金特別会計補正予算（第1号）
- 第113号議案 令和4年度兵庫県病院事業会計補正予算（第1号）
- 第114号議案 令和4年度兵庫県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）
- 第115号議案 令和4年度兵庫県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 第116号議案 令和4年度兵庫県地域整備事業会計補正予算（第1号）
- 第117号議案 令和4年度兵庫県企業資産運用事業会計補正予算（第1号）
- 第118号議案 令和4年度兵庫県地域創生整備事業会計補正予算（第1号）
- 第119号議案 令和4年度兵庫県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第120号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

質 疑 ・ 質 問 順

(第 3 6 0 回 定 例 会)

月 日 / 区 分		順 序				
		1	2	3	4	5
第 1 日 12 月 6 日 (火)	代 表 質 問	(自 民 党) 北 口 寛 人	(自 民 兵 庫) 山 口 晋 平	(ひ ょ う ご 県 民 連 合) 黒 田 一 美	(公 明 党 ・ 県 民 会 議) 島 山 清 史	
第 2 日 12 月 7 日 (水)	一 般 質 問	(自 民 党) か わ べ 宣 宏	(自 民 兵 庫) 中 野 郁 吾	(ひ ょ う ご 県 民 連 合) 竹 内 英 明	(公 明 党 ・ 県 民 会 議) 坪 井 謙 治	(自 民 党) 原 テ ツ ア キ
第 3 日 12 月 8 日 (木)	一 般 質 問	(自 民 党) 門 間 雄 司	(自 民 兵 庫) 石 川 憲 幸	(公 明 党 ・ 県 民 会 議) 谷 井 い さ お	(維 新 の 会) 齊 藤 真 大	(自 民 党) 永 田 秀 一